

第2次小諸市ごみ処理基本計画 (素案)

令和6年3月予定

本計画の基本方針

クリーンヒルこもろでのごみの焼却量を、現在の年間約7,000 t から約6,000 t へ減量することで、焼却コストを抑制し、かつ焼却炉の負荷を減らすことによって施設の長寿命化を図ることを目標とします。また、燃やすごみを減らすことにより、CO₂の発生量を抑制します。

計画の期間は令和6年度から令和13年度までの8年間とします。目標の中間年度は令和9年度、目標達成年度を計画の最終年度である令和13年度に定めます。

(ア) 4Rの推進等による廃棄物の減量化

○家庭・事業所等から出るごみの量を減らします。

令和4年度 5,410 t から目標年度 100 t の削減

- ・広報こもろ等のメディアを通じて、☆食品ロス削減のPR活動を行います。
- ・資源が搬出できるリサイクル回収ボックスを数箇所に設置し、市民の利便性を向上させます。
- ・広報こもろ等で不用品は買わない等のエシカル消費のPR活動を行います。

○プラスチック資源循環促進法に則したプラスチック製品の分別回収を行います。

令和4年度 632 t から目標年度400 t の削減

(令和5年度 調査・研究、令和6年度 方法の検討・決定、令和7年度 説明会・広報、令和8年度 分別回収の開始)

- ・現在、ごみとして燃やしているプラスチック製品を資源として分別回収します。
- ・プラスチック製品がプラスチック製容器包装と併せて分別回収できるかを検討します。
- ・プラスチック製品の梱包のライン、ストックヤードがクリーンヒルこもろでは対応できないため、増設するか、委託するかの検討を行います。
- ・プラスチック製品用のごみ袋を製作し、処理料金について検討します。

(イ) ごみの分別と適正処理

○燃やすごみに含まれる生ごみを分別し、減量します。

令和4年度 567 t から目標年度 300 t の削減

○燃やすごみに含まれる古紙類を分別し、減量します。

令和4年度 592 t から目標年度 200 t の削減

- ・古紙類が資源物に分別された場合、焼却費用の削減及び売却益で2,000万円を超える節約効果があることを分かり易くPRします。

(ウ) 市民、事業者、市の取組の推進

○事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制します。

○市民1人1日当たりのごみの排出量を減らします。

令和3年度807 g →計画最終年度767 g

- ・上記ごみの排出量は中間年度には787 g。計画最終年度には767 g と目標を定めます。
- ・市職員も衛生自治会と協力して集積所に立ち、分別指導を行います。
- ・ごみの分別、減量についてのポスターを作成し、集積所に掲示します。

第2次小諸市ごみ処理基本計画

検討状況

計画期間	全体スケジュール	確認/ 調整事項	主な作業内容 (事務局)
2023年 1～3月	・市民アンケート調査 ・第9回・第10回市民会議		・本市の基本情報の整理 ・本市の現状と課題の調査
4月			・本市の現状と課題の整理 ・計画の基本理念の検討 ・ゼロカーボン施策の検討 ・計画の推進体制・進行管理の検討
5月	・第11回市民会議		・計画の基本理念の検討 ・ゼロカーボン施策の検討 ・市内のエネルギー使用量調査（クリーンヒルこもろ等）
6月	●庁内会議 ★ゼロカーボン戦略推進本部 ◇第1回環境審議会	（審議会にて方向性を確認） 第1章：基本的事項 第2章：計画に基本理念	・計画の基本理念の整理 ・ゼロカーボン施策の調整 ・市内のエネルギー使用量調査（クリーンヒルこもろ等）
7月	・第12回市民会議		・庁内ヒアリング（全課対象）
8月			・庁内ヒアリング結果の整理 ・計画素案の検討・作成（実現方針・基本施策） ・表紙案の検討
9月	●庁内会議 ・第13回市民会議		・計画素案の検討・作成（実現方針・基本施策） ・事業者ヒアリング（クリーンヒルこもろ）
10月	◇第2回環境審議会 ◆市民会議 ★ゼロカーボン戦略推進本部	（審議会にて素案の方向性を確認） 第4章：目標を達成するための施策 ・実現方針 ・基本施策（市民・事業者等）	・各柱の施策内容の調整 ・重点プロジェクトの検討・調整 ・庁内体制等の確定
11月	・第14回市民会議		・各柱の施策内容の調整 ・重点プロジェクトの調整 ・事業者ヒアリング ・計画案の検討・作成
12月	◇第3回環境審議会	（審議会にて計画案の方向性を確認）	・計画案の更新
2024年 1月	◇第4回環境審議会 パブリックコメント（1カ月間） ・第15回市民会議	（審議会にて計画案を確認）	・計画案の更新
2月			・計画案の修正
3月	●庁内会議 ★ゼロカーボン戦略推進本部 ◇第5回環境審議会 ・第16回市民会議 公表	（審議会にて計画最終案を確認）	

小諸市ごみ処理基本計画

国のごみ処理基本計画策定指針、県の廃棄物処理計画（第5期）対応表

	ごみ処理基本計画策定指針 (環境省、H28)	本計画	長野県廃棄物処理計画 (第5期)
計画 内容	1. 基本的事項 (1)ごみ処理基本計画の位置づけ (2)施設の有効活用及び広域的な取組の推進 ※本市は対象なし	第1章 基本的事項 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の位置づけ (1)他計画等との関係 (2)計画対象区域 (3)計画の範囲 第3節 計画期間	1. 総論
	2. 策定に当たって整理すべき事項 (1)市町村の概況 (2)ごみ処理の現況及び課題 (3)ごみ処理行政の動向 (4)計画策定の基本的考え方	第2章 小諸市のごみ処理の現状と課題 第1節 ごみ処理実績 (1)本市のごみ総排出量の推移 (2)ごみの種類別の排出量 (3)ごみの組成 (4)ごみの資源化量 (5)ごみのリサイクル率 (6)ごみ処理量 (7)クリーンヒルこもろの焼却処理の状況 (8)ごみ処理経費 第2節 前計画の総括 (1)前計画の目標達成状況 第3節 ごみに関する市民アンケート集計結果 (1)重要だと感じる環境施策 (2)家庭系ごみに関する市民意見 第4節 ごみに関するこれまでの取組 (1)家庭系ごみに関する減量対策 第3章 計画の基本理念・基本方針 第1節 基本理念・基本方針 (1)基本理念 (2)基本方針	2. 廃棄物の現状と目標 3. 各主体の協働と役割 (1)協働と責務 (2)各主体の役割
	3. ごみ処理基本計画の策定 (1)ごみの発生量及び処理量の見込み	第2節 数値目標	2. 廃棄物の現状と目標 (1)廃棄物の現状 (2)数値目標
	(2)ごみの排出の抑制のための方策に関する事項 (3)分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	第3節 施策体系 第4節 基本施策 (1)4Rの推進	4. 4R等の推進 (1)廃棄物の発生抑制の推進 (2)使用済み製品の再使用の推進 (3)適正な再生利用の推進 (4)代替素材への転換の推進 (5)環境教育等の推進 (6)食品ロス削減の推進
	(4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	(2)ごみの適正処理 (3)市民、事業者、市の取組の推進	5. 廃棄物の適正処理の推進 (1)廃棄物の適正処理の確保 (2)廃棄物の不法投棄等の防止
	(5)ごみの処理施設の整備に関する事項	(4)ごみの処理施設の長寿命化と持続可能な運営	6. 循環型社会形成のための長期的取組 (1)処理施設の整備
	(6)その他ごみの処理に関し必要な事項	(5)安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進 (6)その他ごみ処理に関連する取組の推進	(2)地域循環共生圏等の形成 (3)2050ゼロカーボンに向けた取組
		第4章 食品ロス削減推進計画 第1節 食品ロスの現状 第2節 食品ロスに関する国や県の動き、市民意識 第3節 計画の基本的事項 第4節 基本理念、基本方針、基本目標 第5節 基本施策	
		第5章 計画の進捗管理	

目次

第1章 基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨
 - 第2節 計画の位置づけ
 - 第3節 計画期間
-

第2章 小諸市のごみ処理の現状と課題

- 第1節 ごみ処理実績
 - 第2節 前計画の総括
 - 第3節 ごみに関する市民アンケート集計結果
 - 第4節 ごみに関するこれまでの取組
 - 第5節 ごみ処理に関する課題
-

第3章 計画の基本理念・基本方針

- 第1節 基本理念・基本方針
 - 第2節 数値目標
 - 第3節 施策体系
 - 第4節 基本施策
-

第4章 食品ロス削減推進計画

- 第1節 食品ロスの現状
 - 第2節 食品ロスに関する国や県の動き、市民意識
 - 第3節 計画の基本的事項
 - 第4節 基本理念、基本方針、基本目標
 - 第5節 基本施策
-

第5章 計画の運営管理

- 第1節 進捗管理体制と進捗管理
-

第 1 章 基本的事項

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

したがって、ごみ処理基本計画は、小諸市が自ら処理するごみのみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく多量排出事業者に指示して処理させるごみや小諸市以外の者が処理するごみも含めて小諸市で発生するすべてのごみについて対象とすることになります。

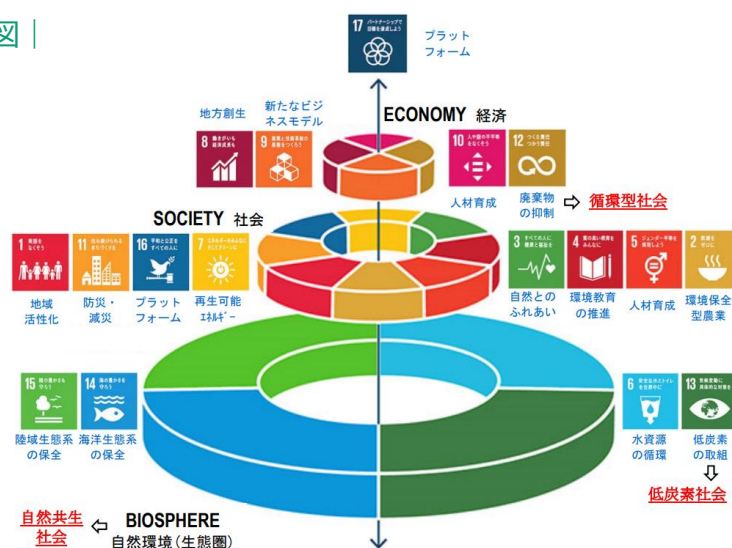
ごみについては、循環型社会形成基本法に定められた基本原則に則り、①できる限り廃棄物の排出を抑制します。②廃棄物となったものは不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、排出抑制及び適正な循環の利用を徹底します。③適正な循環の利用が行われないものは、適正に処分をします。

- 一般廃棄物処理基本計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で義務付け）のうち、ごみ処理基本計画は、小諸市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針を定めています。
- ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、いわば“羅針盤”として活用していくものです。
- 小諸市総合計画、環境基本計画との整合を図り、ごみ処理基本計画を改定します。
- 新ごみ処理基本計画を推進することで、SDGs、ゼロカーボンシティの実現に貢献します。
- プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）、食品ロス削減推進法（令和元年10月施行）に関連する計画も包含するものとします。

SDGsのウェディングケーキ図

SDGsの17の目標を3層に分類して総合的に整理した「SDGsのウェディングケーキ図」です。

「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。



森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き（環境省）

第 2 節 計画の位置づけ

(1) 他の計画等との関係

一般廃棄物処理基本計画は、家庭系ごみを対象とするごみ処理基本計画と、し尿等を対象とする生活排水処理基本計画から構成されています。

本計画は、この計画の内、ごみ処理基本計画を定めるものです。

なお、法施行規則第 1 条の 3 では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、実施計画を毎年度策定することが規定されています。

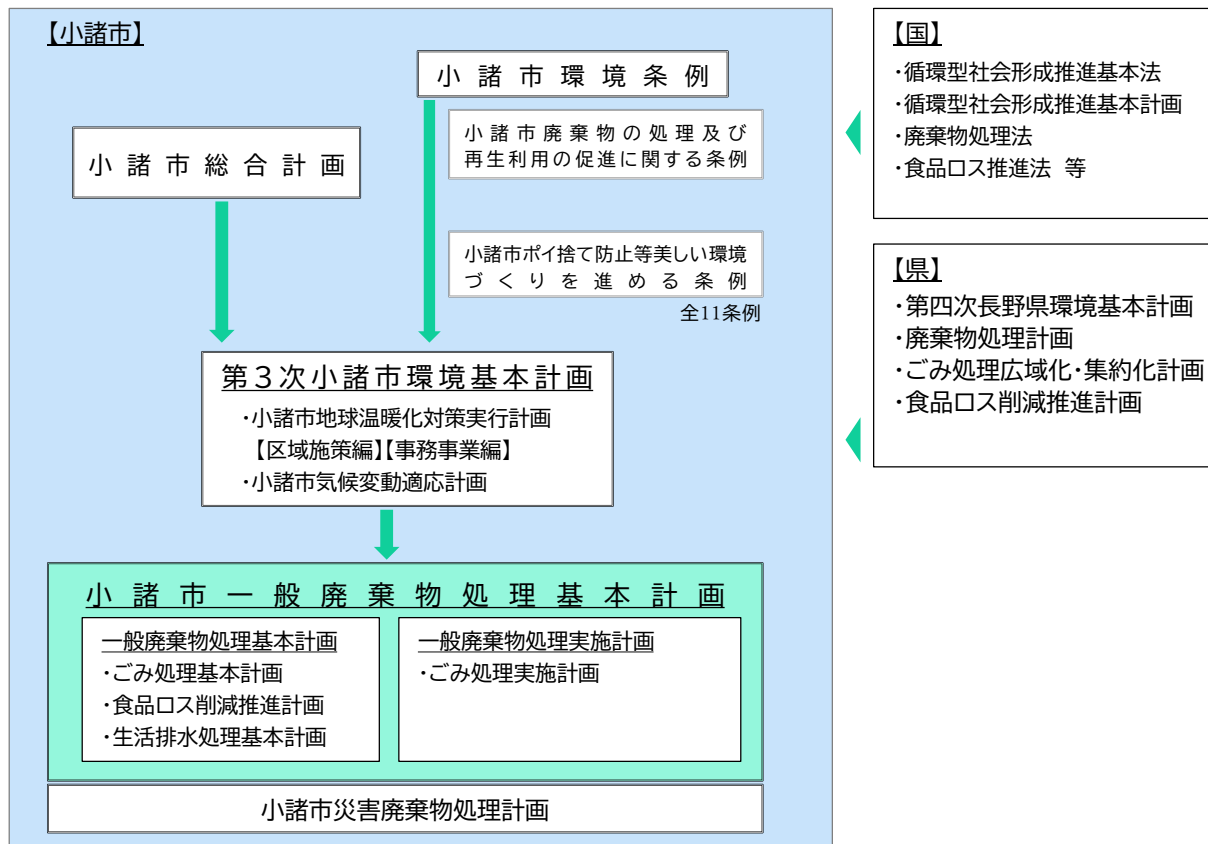


図 本計画と上位・関連計画との関連性

(2) 計画対象区域

小諸市内全域を対象とします。

(3) 計画の範囲

計画の対象及び対象とするごみの取扱いについては次のとおりです。

計画の対象	■小諸市内で発生するすべてのごみ ■小諸市が自ら処理するごみ ■廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく多量排出事業者に指示して処理させるごみ ■小諸市以外の者が処理するごみ
対象とするごみの取扱い	■循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則に則る

【基本原則】

- (1) リサイクルできるものは再資源化し、廃棄物の排出を抑制する。
- (2) 廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底する。
- (3) 適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。

図 計画の対象および対象とするごみの取扱い

第 3 節 計画期間

計画期間は次のとおりです。

- 目標年度 : 令和13年
- 計画期間 : 令和 6 (2024)年度から令和13(2031)年度までの 8 年間
- 中間年度 : 中間年度を設定し、計画の見直しを行います。
- 計画見直し : 次期小諸市基本計画の策定に併せ、見直すこととします。

項目	年度							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
期間中の事項	計画 開始				計画 見直し			目標 年度
計画期間								
参考：総合計画								

図 計画期間

第 2 章 小諸市のごみ処理の現状と課題

第2章 小諸市のごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の実績

(1) 本市のごみ総排出量の推移

平成23年度以降、ごみの総排出量は12,500トン前後を推移しています。資源ごみは減少傾向にある一方、燃やすごみが増加傾向にあります。

平成29年度から令和2年度にかけて、市民1人1人あたりの排出量は800グラムを超えており、増加傾向にあります。これは、コロナ禍における巣ごもり需要等の影響からの増加であることが要因であると考えられます。

クリーンヒルこもろの運営開始に伴い、平成28年1月より、ごみの分別が変わりました。埋立ごみとしていたプラスチック製品が、燃やすごみとなっています。

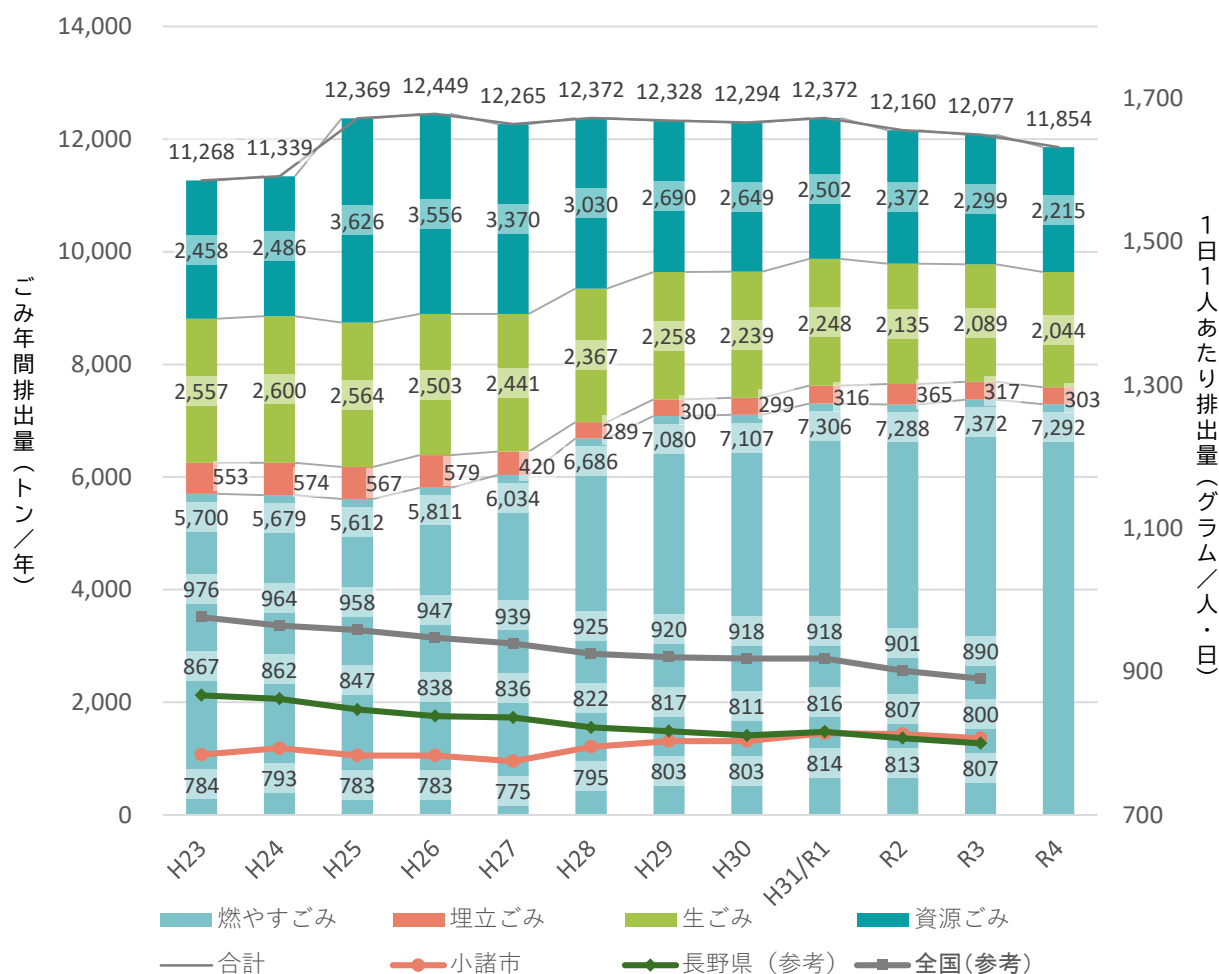


図 ごみの年間総排出量と1人1日あたりの排出量の推移

(2) ごみの種類別の排出量

事業系ごみの排出量はほぼ一定ですが、家庭系ごみの排出量が緩やかな増加傾向にあります。原因の1つとして、世帯数の増加が考えられます。



図 ごみの種類別の排出量の推移

| 人口・世帯数の推移 |

2016～2020年の5年間で、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。

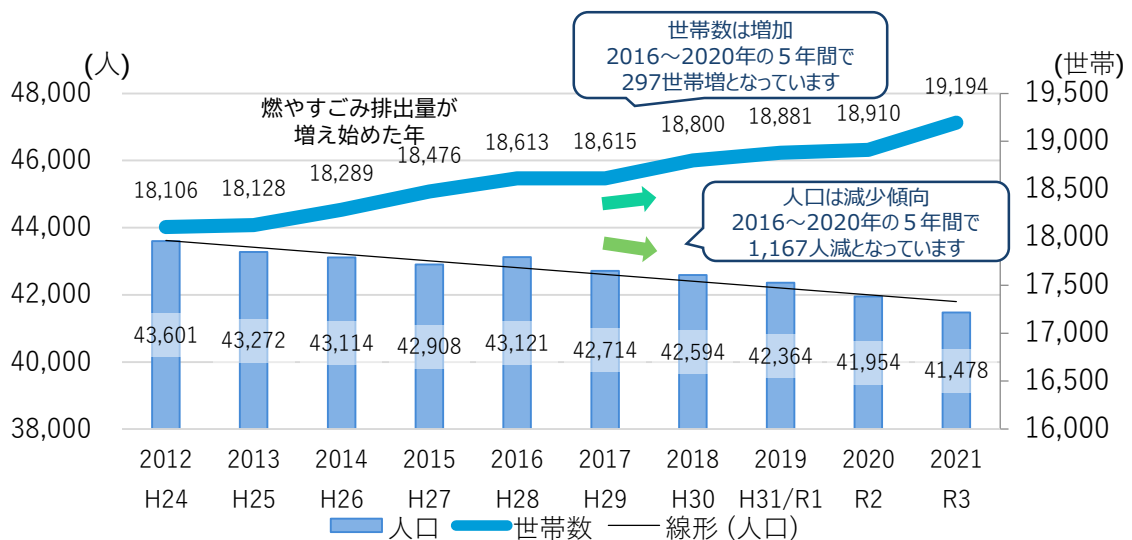


図 人口・世帯数の推移

(3) 生ごみの排出量の推移

本市は、家庭や、事業所から排出された生ごみを平成18年度より汚泥再生処理センターで肥料化することで、リサイクルを推進してきました。

生ごみの排出量は、令和3年度に2,089トンとなり減少傾向にあります。

日本では令和3年度に、約523万トンの食品ロス（家庭から約244万トン、事業者から約279万トン）が発生しているといわれています。（環境省食品ロスポータルサイト）

よって、食品ロス対策を行い、生ごみの排出量をさらに削減していくことが課題になります。

また、生ごみの分別は、「燃やすごみ」の減量化を推進し、焼却に伴い排出される温室効果ガスの削減につながります。

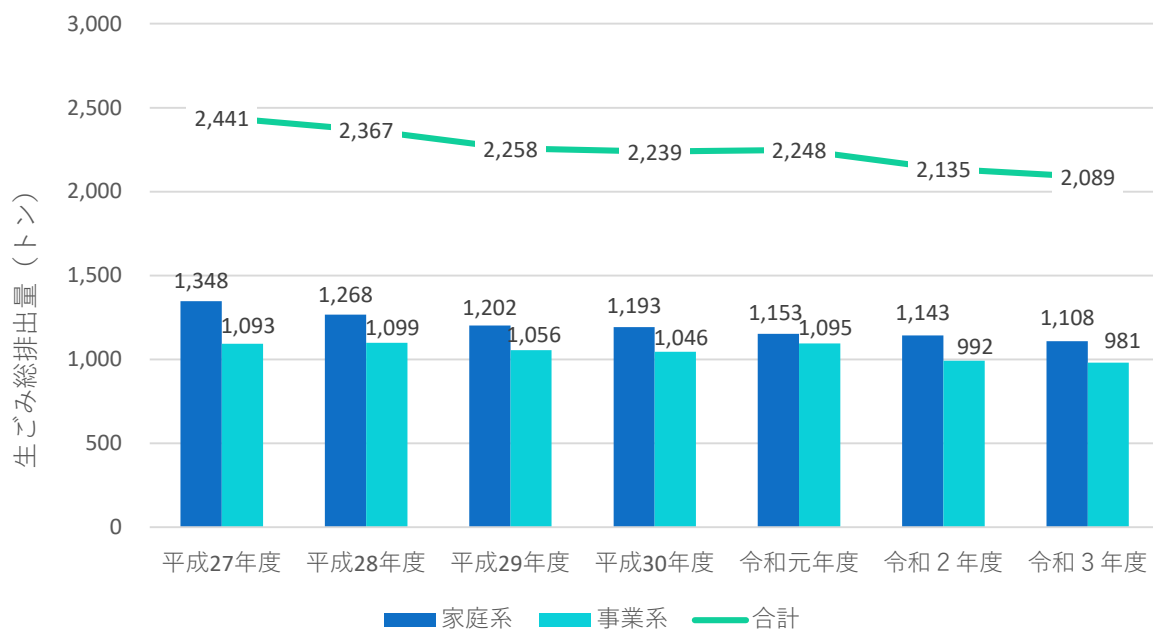


図 本市の生ごみ排出量の推移

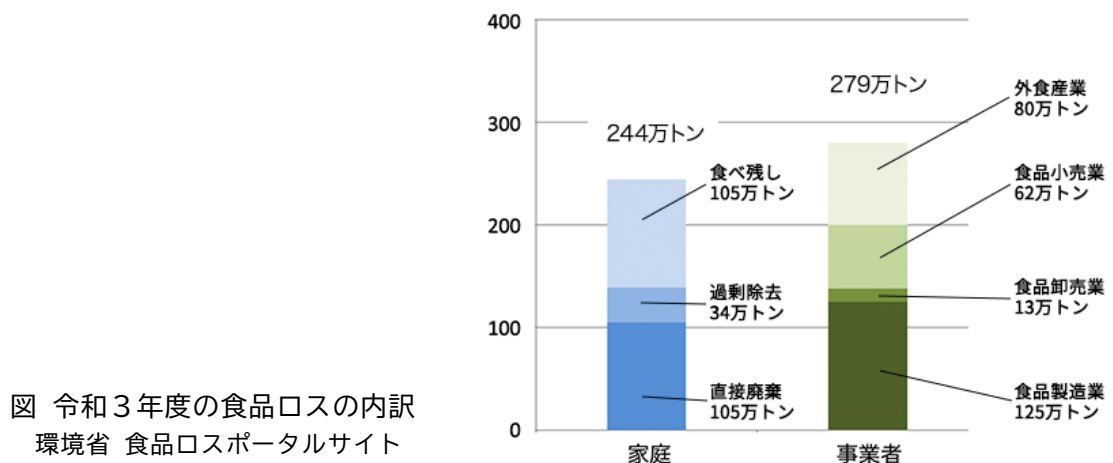


図 令和3年度の食品ロスの内訳
環境省 食品ロスポータルサイト

(4) し尿等の処理量の推移

家庭や事業所から排出されたし尿等は、公共下水道の拡大や農業集落排水処理施設の減少と合併処理浄化槽の整備による水洗化の進展により、減少傾向にあります。

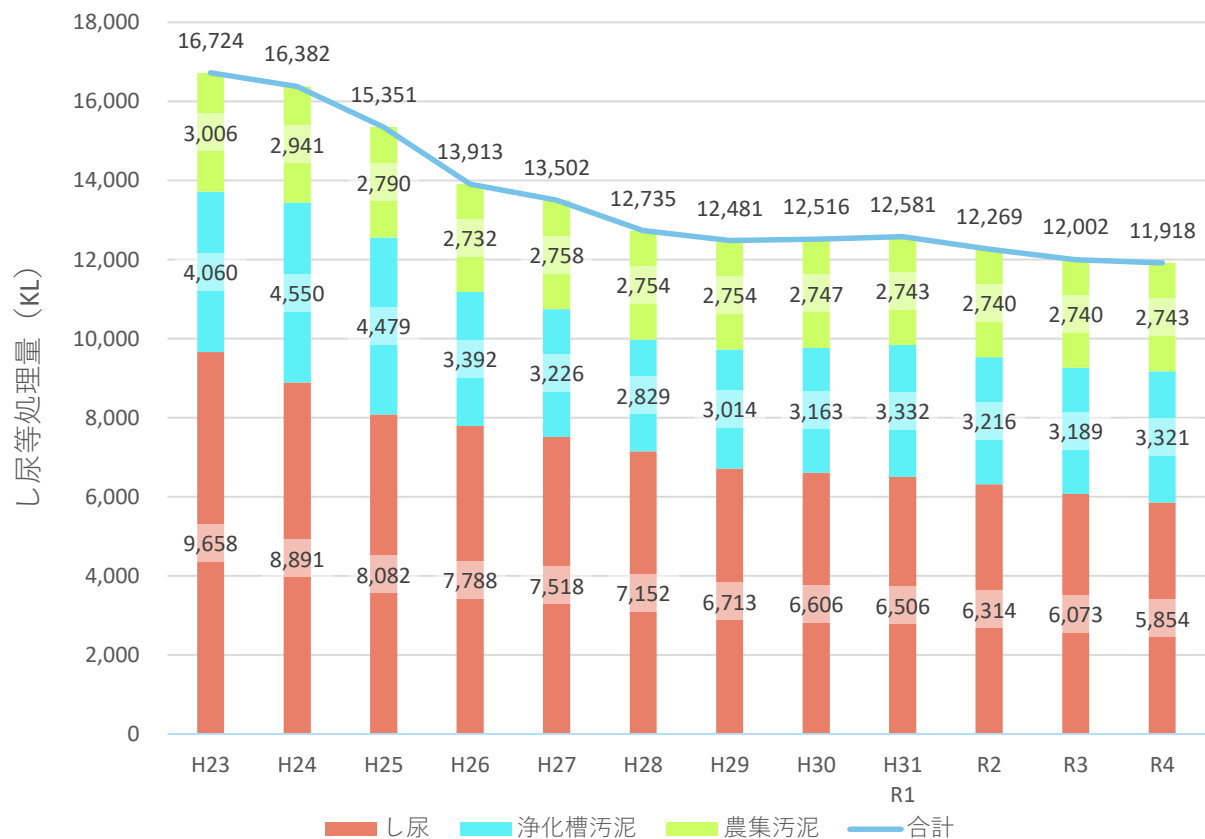


図 本市のし尿等処理量の推移

(5) ごみの組成

本市は、燃やすごみの組成調査を実施しています。（令和2年度と令和3年度はコロナ禍のため実施なし）

燃やすごみとして排出されたものの中には、毎年3割前後の資源物が混入しています。令和4年度調査では、古紙類と生ごみ（それぞれ全体の約11%ずつ）が含まれており、毎年同じような傾向にあります。

(単位：%)

品目	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R4
燃やすごみ	62.7	70.1	67.8	60.4	71.5	71.1	67.7
資源物	37.0	29.1	30.7	39.6	28.4	28.8	31.7
埋立ごみ	0.3	0.8	1.5	0.0	0.1	0.1	0.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※合計は品目ごとの数値の四捨五入による誤差あり

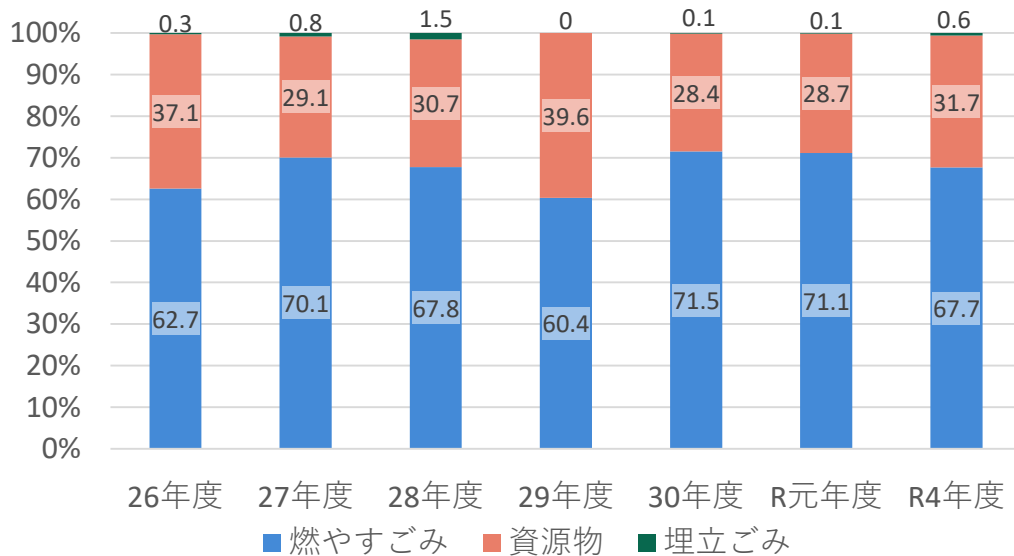


図 燃やすごみに排出されたごみの構成比

R4組成調査分析【燃やすごみ】

	構成比(%)
燃やすごみ	67.7
古紙類	11.6
プラスチック製容器包装	5.6
生ごみ	11.1
古着	2.1
その他	1.9

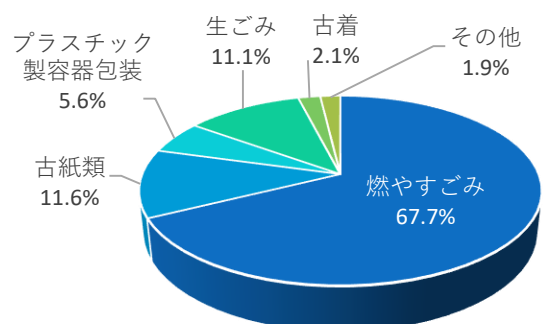
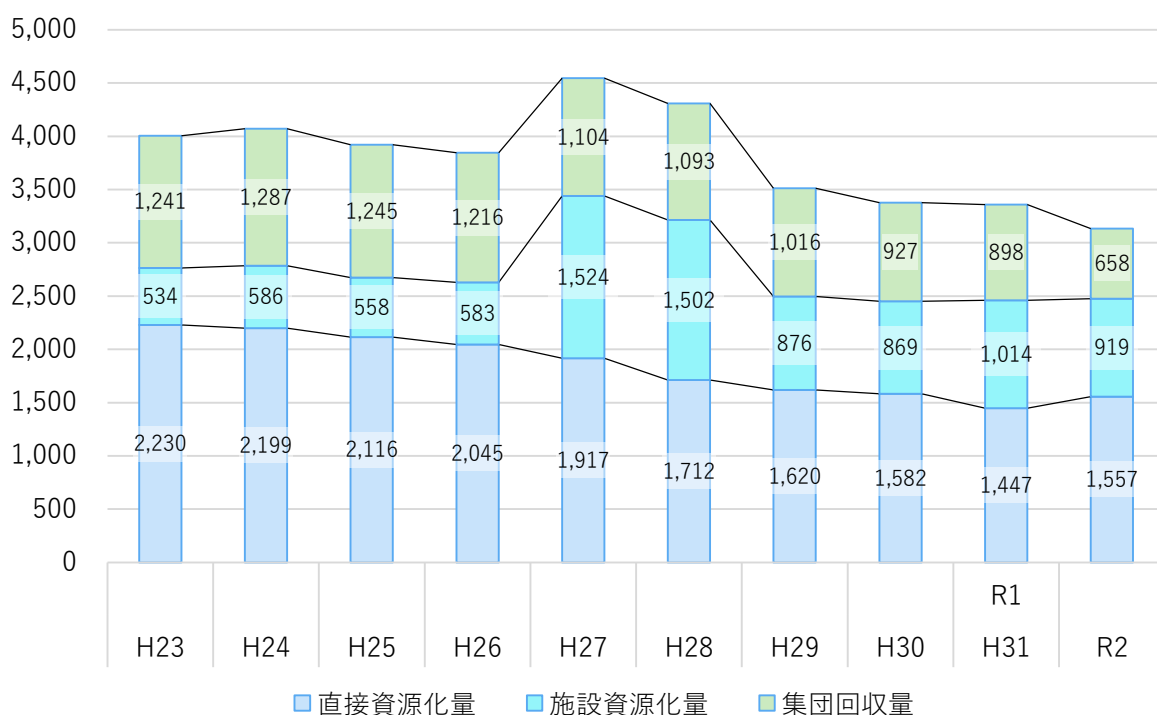


図 令和4年度ごみ・資源物組成調査分析表 【燃やすごみ】

(6) ごみの資源化量

全体的に減少傾向がみられますが、収集運搬業者が再生業者等へ直接搬入した量（直接資源化量）と集団回収量の減少が要因となっていると考えられます。

一方、施設資源化量が平成27年度、28年度に急増していますが、要因はクリーンヒルこもろの開設によるものと考えられます。近年は1,000トン前後で推移をしています。



項目	単位	実績									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2
直接資源化量	トン/年	2,230	2,199	2,116	2,045	1,917	1,712	1,620	1,582	1,447	1,557
施設資源化量	トン/年	534	586	558	583	1,524	1,502	876	869	1,014	919
集団回収量	トン/年	1,241	1,287	1,245	1,216	1,104	1,093	1,016	927	898	658

図 ごみの資源化量

「直接資源化量」

自治体や委託業者によって資源化物として収集され、リサイクル業者へ直接引き渡されたごみの量をいう。
廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実績調査結果（環境省）

「施設資源化量」

中間処理後再生利用量（紙類+金属類+ガラス類+ペットボトル+容器包装プラスチック+プラスチック類+布類+肥料+飼料+熔融スラグ+固形燃料+燃料+焼却灰・飛灰+セメント直接投入+廃食用油+その他）をいう。
廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実績調査結果（環境省）

(7) ごみのリサイクル率

全国ではあまり増減が目立ちませんが、小諸市は減少傾向にあります。

前計画の目標値は達成していませんが、全国及び長野県のリサイクル率を上回っています。

■ $\frac{[\text{資源化量合計} + \text{集団回収量}]}{[\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}]}$

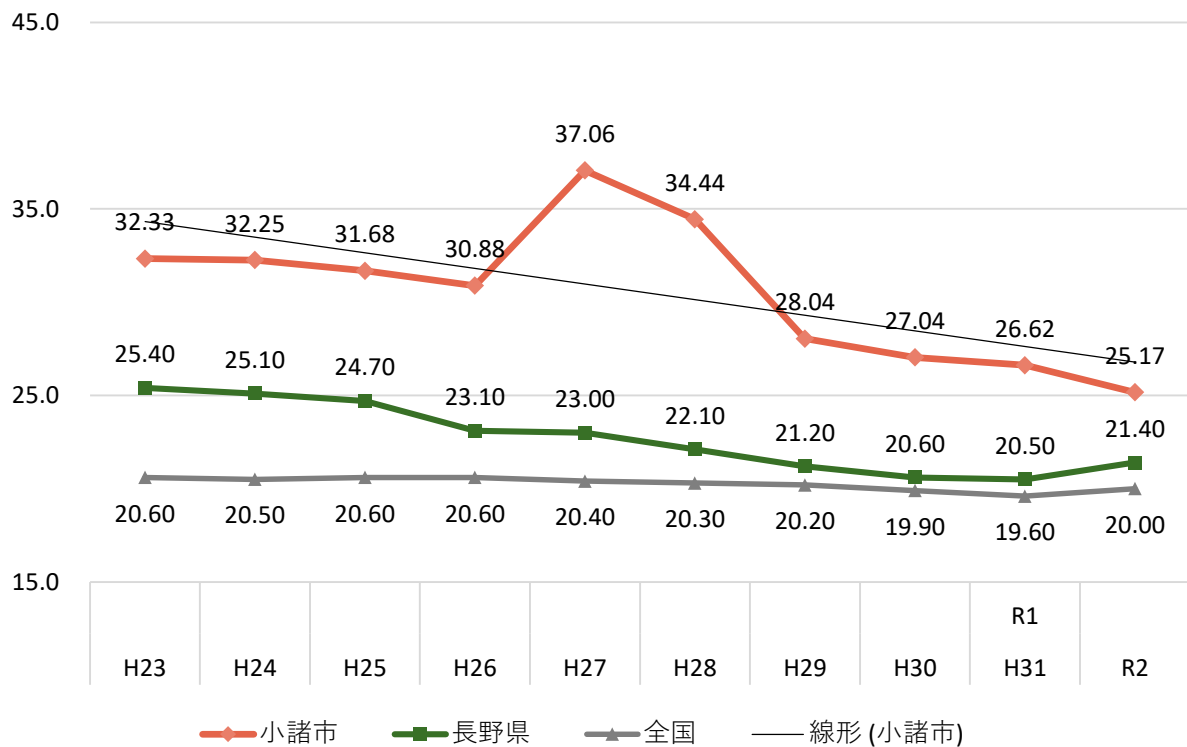


図 ごみのリサイクル率

| 集団資源回収 |

小諸市は、循環型社会の形成とコミュニティ活動の振興のため、資源の回収を行なった団体に報奨金を交付する制度（小諸市資源回収報奨金交付制度）があり、年間400件程の申請を受け付けています。

表_資源回収の対象品目と単価

対象品目	古紙類、アルミ缶、びん類、廃食用油	
	業者回収	6 円/kg
報奨金単価	自己運搬	8 円/kg
	廃食用油	20 円/リットル

(8) ごみ処理量

平成29年に直接焼却量は7,000トンを超えました。それ以降、直接焼却量が高止まりしている状況にあります。

現在は、最終処分される廃棄物は排出していません。

項目		単位	実績									
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2
直接焼却量		トン	5,580	5,679	5,612	5,810	6,034	6,686	7,080	7,107	7,306	7,288
中間処理量	合計	トン	3,338	3,461	3,396	3,377	3,210	3,014	2,808	2,875	2,966	2,948
	粗大ごみ施設	トン	553	574	567	579	420	433	496	496	561	656
	その他の資源化等を行う施設	トン	2,785	2,887	2,829	2,798	2,790	2,581	2,312	2,379	2,405	2,292
最終処分量		トン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

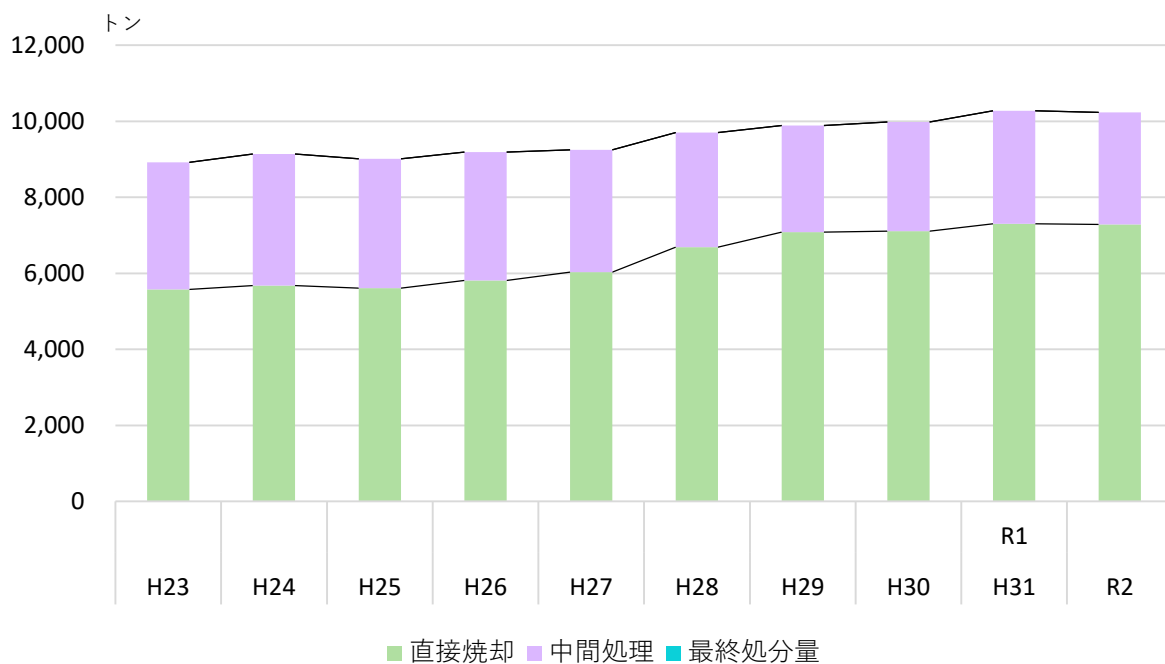


図 ごみ処理量

(8) クリーンヒルこもろの焼却処理の状況

直接焼却処理をしているクリーンヒルこもろでは、毎年計画処理量を設定して事業運営をしています。

令和2年頃には、燃やすごみの処理量が増え、計画量を超える量が焼却されてきました。

感染症流行の影響など外的な要因にもよりますが、焼却施設の負荷が大きくなると、設備の更新時期が早まるなど、今後の運営に影響が出ることが予想されます。

表_年間の焼却処理量の実績と計画処理量

項目	単位	実績／計画						
		H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4
処理量	トン	6,439	6,707	6,604	6,642	7,357	7,329	7,421
計画処理量	トン	5,952	6,666	6,672	6,695	7,133	6,966	7,188
計画比	%	108	101	99	99	103	105	103

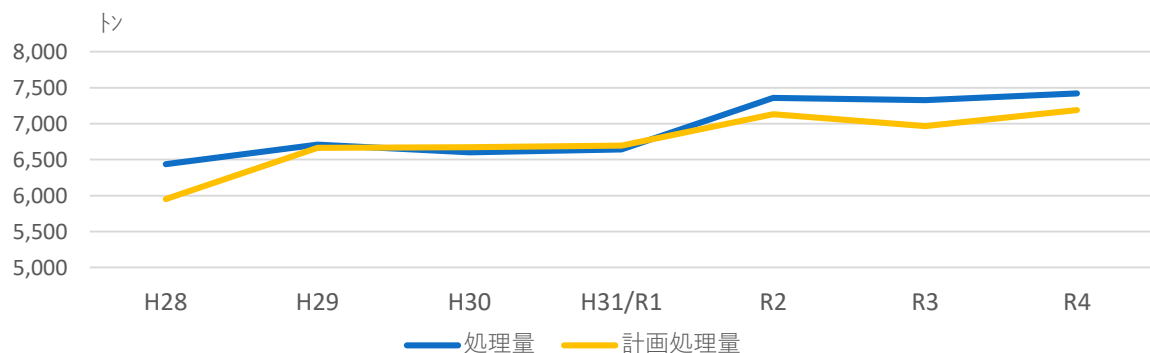


図 クリーンヒルこもろ焼却処理の状況

表_令和4年の月別の焼却処理量の実績と計画処理量

項目	単位	実績／計画											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
処理量	トン	368	653	676	700	710	368	709	665	642	613	630	687
計画処理量	トン	364	684	684	710	710	364	648	624	600	576	576	648
計画比	%	101	95	99	99	100	101	109	107	107	106	109	106

(9) ごみ処理経費

令和2年度のごみに関わる全体の経費（し尿・浄化槽汚泥に関する経費を除いた清掃費）は、約8億円で、市民1人当たりのごみに関わる経費は、約2万円／年となっています。

平成28年度のクリーンヒルこもろが稼働したことにより、ごみ処理費用の経費は削減できている状況です。

近年の社会状況により、エネルギーの高騰や人材の確保への懸念が大きくなっていることから、ごみ処理経費を抑えるためにも、ごみ排出量の削減や処理施設の長寿命化が必要となります。

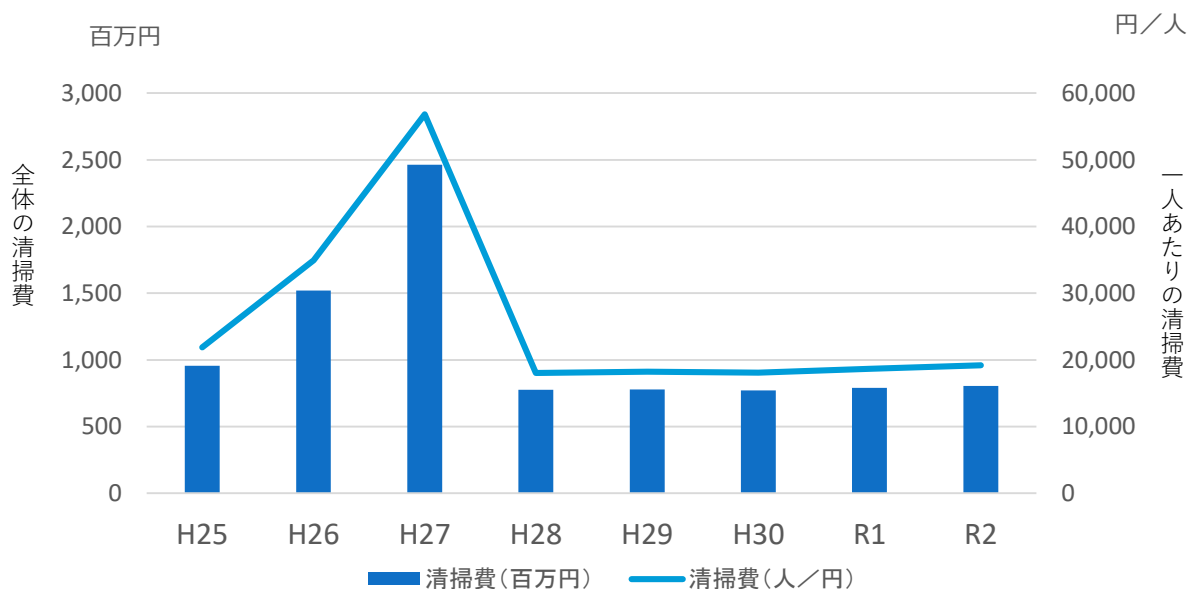


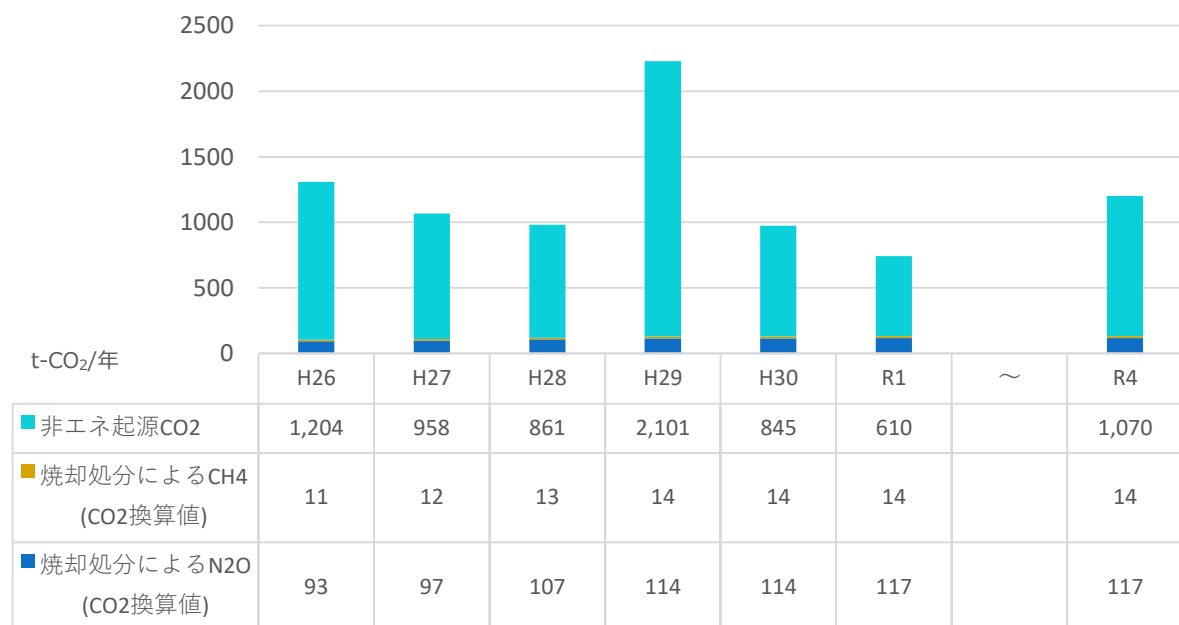
図 ごみに関わる経費（し尿・浄化槽汚泥に関する経費を除いた清掃費）と一人あたり費用の推移

(10) 温室効果ガスの排出量

焼却処分に伴い排出される温室効果ガスを推計すると令和4年度は、約1,200トンCO₂でした。

これは、プラスチックごみと合成繊維の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂と一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄とN₂O排出量が対象として、小諸市の燃やすごみの排出量と組成分析をもとに推計したものです。

平成29年度のCO₂排出量が大きかった要因は、組成分析結果によるプラスチックごみと古着・古布の割合が影響しています。



地球温暖化係数を二酸化炭素（CO₂）1、メタン（CH₄）25、一酸化二窒素（N₂O）298で計算

図 焼却によるCO₂排出量（推計値）

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル、算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧をもとに推計

非エネルギー起源のCO₂排出量を推計する際、食物くず（生ごみ）等のバイオマス（生物体）起源の廃棄物の焼却に伴う排出は、植物により大気中から一度吸収された二酸化炭素が再び大気中に排出されるものであり、カーボンバランスは一定であると考えられるため、排出量には含めません。

また、埋め立て処分に伴う最終処分場から排出されるCH₄については、「食物くず」、「紙くず」、「天然繊維くず」、「木くず」、「し尿処理施設に係る汚泥」、「浄水処理に係る汚泥」、「下水処理に係る汚泥」、「製造業有機性汚泥」が推計対象となりますが、本市では対象外とします。

(11) 不法投棄回収実績

市内で回収した不法投棄量は、平成29年度までは15トン/年を超えることがありましたが、近年は減少傾向にあり、10トン未満で推移しています。

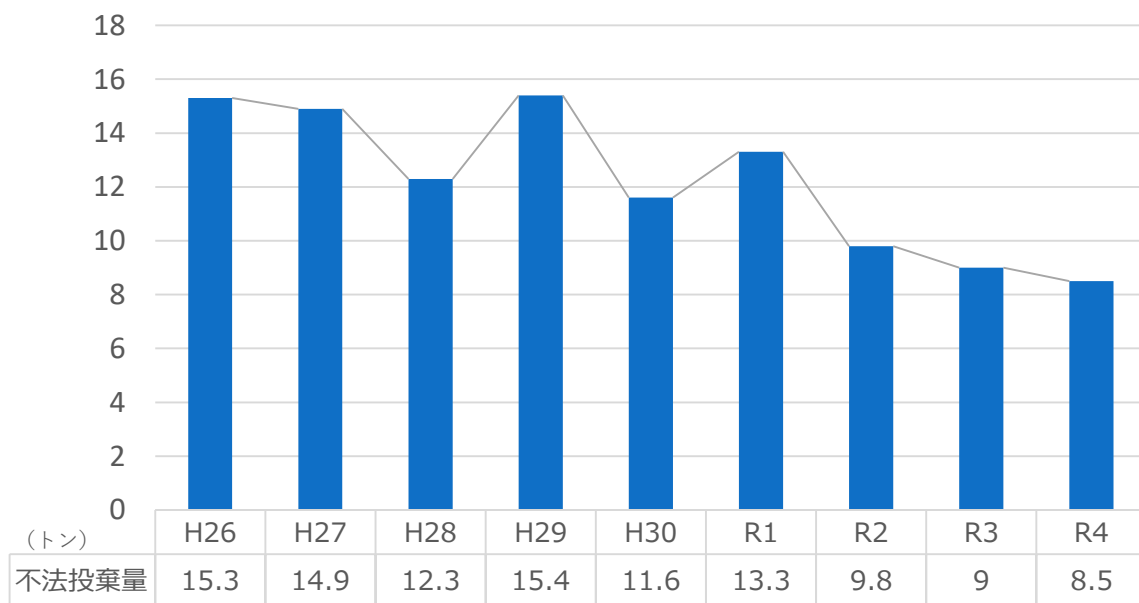


図 不法投棄回収状況

令和4年度の品目別の割合は、6割以上が可燃となっており、重量は5トンを超えています。家電・粗大、その他の不法投棄は、全体の1割程度ではありますが、タイヤ、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機などが複数廃棄されています。

特に、タイヤは令和元年度以降、毎年50点前後を回収しており、タイヤの処分方法について周知するなどの対策が課題となっています。

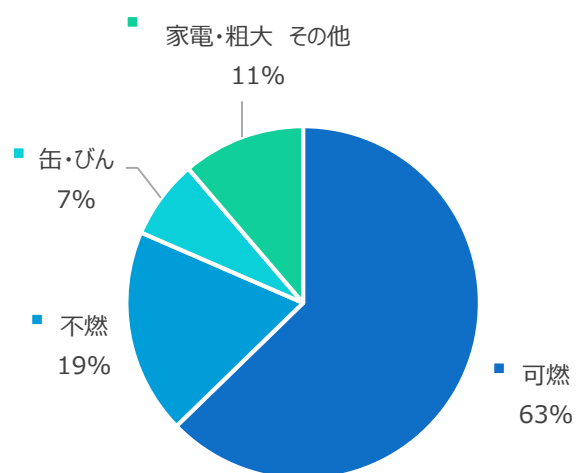


図 不法投棄の品目別の割合（令和4年度）

第2節 前計画の総括

(1) 前計画の目標達成状況

前計画では、令和5年度を目標年度として設定しました。令和5年度の実績では、前計画の目標で達成している指標は3つでした。

一人1日当たりのごみの排出量の削減、家庭系ごみの資源化率の向上について、今後さらに推進する必要があります。

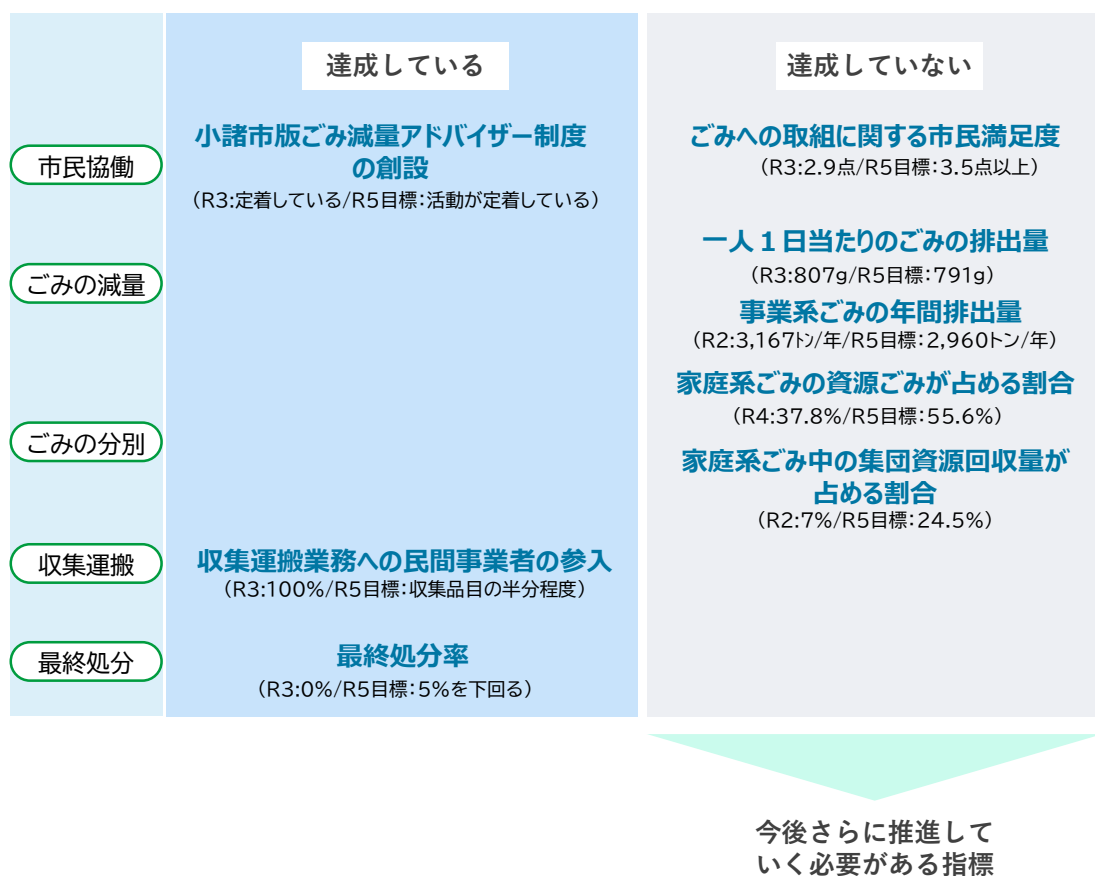


図 前計画の目標達成状況

第3節 ごみに関する市民アンケート集計結果

(1) 重要だと感じる環境施策

令和5年2月に2,000世帯を対象に市民アンケートを実施しました。

その結果、修理や補修をして長く使うことを既に実践されたり、やってみたいと回答された方が多いことが分かりました。さらに、廃棄物の再利用・再資源化の関心が高いことも分かりました。

小諸市では、脱炭素型の製品・サービスの選択やフリーマーケット・シェアリングによる再利用などの取組を支援し、資源の有効活用を行うことがごみの削減に効果があると考えられます。

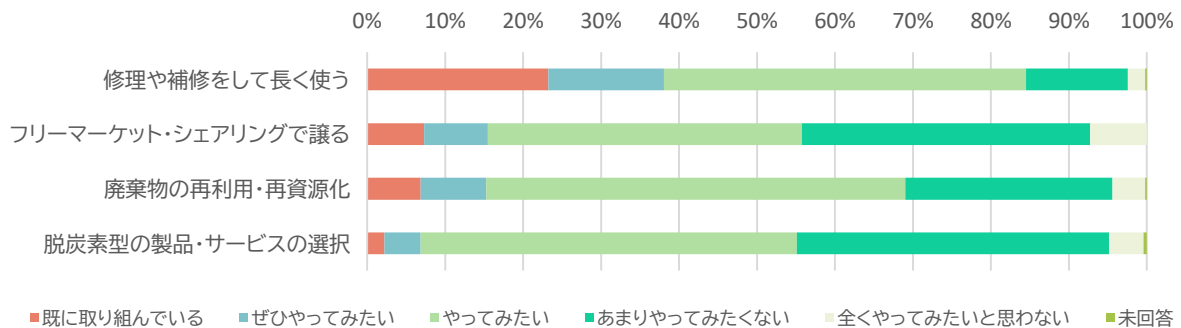


図 設問11「実際にやってみたい取組」
環境・ごみ処理に対するアンケート調査（令和5年2月）

アンケート実施概要

配布対象：無作為抽出の市内2,008世帯

回収数：670／2,008票（回収率33.4%）

有効回答数：603／2,008票

各設問における複数回答の回答票は計上せず無効票とした

調査方法：郵送配布郵送回収方式

実施時期：令和5年2月21日発送、3月6日締め切り
(環境に関するアンケートと同時実施)

調査票：A4白黒両面、8p

設問数：23問

(2) 家庭系ごみに関する市民意見

家庭系ごみについて、アンケート結果をもとに市民の動向を整理しました。

燃やすごみの中に、15～30%程度の生ごみ、古紙類、プラスチック製容器包装等の資源物が混入しています。

3Rを知らない方が半数以上いることから、3Rの周知とともに混入された資源物の分別や食品ロス削減への取組を促進することが課題です。

ごみの収集については、8割近い方が「ごみ・資源収集カレンダー」を利用しているため、「ごみ・資源収集カレンダー」のさらなる活用について検討する必要があります。

> 生ごみの燃やすごみへの混入

- ・生ごみの燃やすごみへの混入は、3割の方がはい、ときどきと答えている
- ・地区毎で生ごみの燃やすごみへ混入する状況に差がみられる。

> 古紙類の燃やすごみへの混入

- ・古紙類の燃やすごみへの混入は15%程度の方が、はい、ときどきと答えている
- ・古紙類は半数近くの方が集積所に排出している

> プラスチック製品とプラスチック製容器包装の違い

- ・プラスチック製容器包装を、2割弱の方が燃やすごみに混入している
- ・9割近い方が、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の違いを知っている

> ごみ収集の状況

- ・ごみ・資源収集カレンダーは、8割近い方が利用している
- ・集積所のごみ出しは、ほぼ自分か同居の家族が行っている
- ・高齢になったときのごみ出しの不安がある方は、半数近い
- ・自宅への有料ごみ収集は、希望するが約2割、一部のごみについて利用が3割以上であった

> 3Rやプラスチックごみに関する情報

- ・3Rを知らない方が半数以上となっている
- ・プラスチックごみによる河川・海洋汚染は、ほぼすべての方が知っている
- ・プラごみ削減の取組を具体的に実施している方は、ほぼ半数であった

> 食品ロス削減

- ・食品ロスの原因は、食べ残しや消費期限切れのことが多い
- ・食品ロスを減らす具体的な取組をしている方は、6割となっている

図 家庭系ごみの関連傾向
環境・ごみ処理に対するアンケート調査（令和5年2月）

第4節 ごみに関するこれまでの取組

(1) 市民・事業者との連携

ごみの削減や適正な分別回収を進めるためには、市民・事業者とのさらなる連携強化を図ることが課題です。

小諸市は、市民との連携として、次の取組を推進しています。

■ 衛生委員と小諸市衛生自治会

市内すべての集積所の管理は、各区が管理を行なっています。また、衛生委員は分別指導や区内清掃、不法投棄対策にも取り組んでいます。

衛生委員が所属する衛生自治会は、衛生自治会総会や研修会などを開催し、ごみの分別と再資源化について学習しています。

■ 小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議

小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年小諸市条例第28号）に規定されており、ごみ（一般廃棄物）の減量化、再資源化及び適正処理への推進のため、必要な事項を審議する組織です。

任期は2年間で、令和5年度は13名の委員を委嘱しています。

■ 小諸市ごみ減量アドバイザー

本市は、多くの皆さんにごみの減量と分別（再資源化）に興味を持っていただくため、減量や分別について学び、市民の皆さんに広めていただく「ごみ減量アドバイザー」を平成27年度から設置しています。

養成講座でごみの分別の理由や減量の方法などの基礎的知識を学習した上で、市民の皆さんにどんなことをどの様に伝えたらよいか考えながら、回覧や掲示物などの啓発資料を作成いただいています。また、出前講座で市民の皆さんにごみの減量や分別の方法や効果などについて説明いただくとともに、聞き取ったご意見などをまとめていただいています。このほか、市で作成する資料などに、アドバイスをいただくこともあります。

任期は2年間で、毎年4～6月にアドバイザー養成講座を開催しています。



アドバイザー活動の様子

[illegible][illegible][illegible]

--	--

[illegible][illegible]

--

(2) 家庭系ごみに関する減量対策

小諸市は、前計画策定以降、ごみの減量を図るため、市民・事業者と連携して減量対策を実施してきました。

本計画でも、これまでの減量対策の継続を図りながら、さらなるごみの減量に向けた取組を実践していきます。

■ 市民・事業者とともに取り組んだこと

- 市民と市の連携による取組
 - ・ ごみ減量アドバイザーの皆さんによる啓発活動
(出前講座、クリーンヒルこもろ見学者への環境学習、各種イベントでの啓発)
 - ・ 衛生自治会との連携
 - ・ 集積所の設置・調整
- 事業者
 - ・ 小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議への参画

■ 市が率先して取り組んだこと

- 広報こもろでの呼びかけ
- 小諸市ホームページでの啓発記事掲載
- 区未加入者も含めた『ごみ・資源収集カレンダー』と『ごみ・資源収集分別ガイドブック』の配布
- インターネットを利用した、ごみ分別辞典サイト『ごみサク』による分別案内
- 組成調査の実施による家庭系ごみの分別状況の確認
- クリーンヒルこもろへの搬入事業者及び運搬事業者への分別指導
- プラスチック製品の分別回収の検討
- 「ごみゼロの日」等のイベント開催による啓発
- 不法投棄パトロールの実施

第4節 ごみに関するこれまでの取組

[illegible]

--

[illegible]

--	--

(3) 市民会議・ごみ減量アドバイザー等によるごみ減量に関するご意見

これまで、小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議や小諸市ごみ減量アドバイザーの会議では、ごみの減量・再資源化に関する様々な取組について議論を行ってきました。

会議等では、たくさんのご意見をいただきました。

これらのご意見を実践していくために、市民のみなさまとともに引き続き、取組を行う必要があります。

●燃やすごみ

- ・生ごみ、古紙類等の資源の混入を減らす
- ・燃やすごみ・生ごみ減量キャンペーン
- ・衛生自治会、区の総会でごみの分別状況を説明して協力を促すとよいのではないか
- ・「燃やすごみ」を「燃やすしかないごみ」という名称を変えるだけでも効果があると思う

●食品ロス削減

- ・具体的な減らし方について、イメージしやすいポスターを作成したらどうか

●資源回収ボックス

- ・事業者と連携して資源回収ボックスを設置するとよいのではないか
- ・実施できるように議論を進めるとよい

●ごみ・資源収集カレンダー

- ・区未加入者も含めた全戸配布が必要

(4) クリーンヒルこもろの現状と課題

① クリーンヒルこもろが抱える課題

クリーンヒルこもろでは、令和5年5月に埋立ごみから電池の発火と思われる発煙があり、消防車が出動しました。また、稼働日数も計画当初は週5日の2班体制でしたが、燃やすごみ搬入量の増加に伴い、週7日の3班体制となっています。

持続可能な施設の運営をするためには、市民の適正な分別の協力と人材確保という2つの大きな課題を抱えています。



クリーンヒルこもろの消防活動の様子

② クリーンヒルこもろにおける施設の長寿命化の取組

クリーンヒルこもろの焼却能力は、24トン/日（16時間）で、焼却炉は1つです。そのため、焼却炉に不具合があった場合、焼却が止まります。燃やすごみの受入れは、2週間が限度です。

施設では、年2回、各2週間の修繕と月例点検（4日間）を行っています。

機器の長寿命化や補修費の削減をするには、燃やすごみの削減が必要です。稼働時間を削減することができれば、施設の働きやすい環境づくりが期待できます。

③ クリーンヒルこもろのゼロカーボンに向けた取組

クリーンヒルこもろの焼却に伴う温室効果ガスの排出は、焼却炉の着火時に必要な灯油と焼却時に混入されたプラスチック製容器包装、合成繊維によるCO₂の排出量が多くを占めていると試算しています。さらに、焼却でメタン(CH₄)や一酸化二窒素(N₂O)が発生します。

本市の公共施設の中では規模が大きい施設となることから、施設で使用する電気や温浴施設の加温時の灯油使用量など、機器更新時に省エネタイプへの切り替えや再生可能エネルギーを利用するなど、必要なエネルギーを上手に工夫して使用することが必要です。

第5節 ごみ処理に関する課題

これまで整理してきた内容から、本計画に求められる課題を5つ整理します。

(1) 燃やすごみ（資源物混入）に関する課題

各家庭から出されるごみの排出量は増加傾向にあります。燃やすごみに含まれる資源物（生ごみ・古紙類・古着・プラスチック製容器包装等）の割合が約3割あるため、資源物の分別をさらに進めることが課題になります。

(2) フードロスに関する課題

小諸市全体のごみ排出量を削減するためには、消費者（市民）の意識や事業者の工夫によるところが大きいことから、意識・行動変容を促すことが必要です。

ごみにならない、フードロスにならない消費活動へ向けた働きかけや資源循環の仕組みづくりの具体的な検討が必要になります。

(3) プラスチック製品分別回収に関する課題

各家庭から出される燃やすごみの中にプラスチック製品が含まれています。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の改正への対応と合わせて、誰もがわかりやすい分別回収を行うことで、プラスチックのさらなる資源化を進めていく必要があります。

(4) ゼロカーボンシティの実現に向けた課題

ゼロカーボンシティの実現には、クリーンヒルこもろをはじめとした公共施設のゼロカーボン化を進めることが必要です。ごみの減量は、ごみの運搬やごみの燃焼、施設運営に関わる温室効果ガス排出量の削減に寄与することとなります。特に、プラスチックや合成繊維は燃焼時にCO₂を排出します。

廃棄物処理分野における脱炭素技術は、技術的な面も、コスト的な面も踏まえると短期間で導入していくことは難しいところです。

ごみの減量など、できることから取り組むことが必要になります。

(5) 自然災害や感染症に関する課題

近年は高温や豪雨など、気候変動の影響が日本各地でみられています。小諸市でも、自然災害や新型コロナウイルス等の感染症のまん延など、さまざまな影響が考えられます。

このような状況においても、ごみ処理を安定して継続できる体制を維持することが課題になります。

第 3 章 計画の基本理念・基本方針

第3章 計画の基本理念・基本方針

第1節 基本理念・基本方針

(1) 循環型社会の実現に向けた望ましい環境像

小諸市環境基本計画では、昨今の解決すべき国の重要課題として、「ゼロカーボン（炭素中立）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」が示されていることから、本市では、「ゼロカーボン」、「資源循環」、「自然共生」の分野に加え、地域の環境の基盤となる「生活環境」と4つの分野を包含する「くらし、まなび、つながり」の5つの分野を設定することとしています。

ごみ処理基本計画は、2つ目の分野である資源循環の施策目標に順ずることとします。

小諸市環境基本計画の
目指す環境像

豊かな自然と共に暮らし
だれもが心やすらげる
ゼロカーボンなまち こもろ

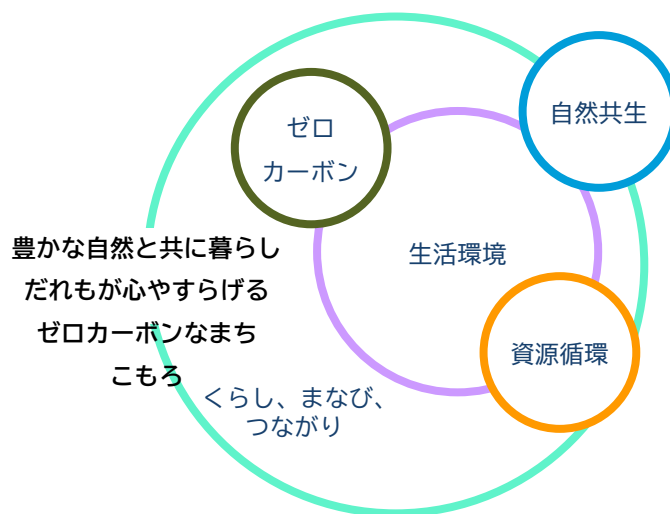


図 環境像を実現するための5つの分野

小諸市ごみ処理基本計画
の目指す環境像

ずく出して「ごみを資源に」
ゼロカーボンで
循環型のまちづくりを推進する

(2) 基本方針

本市の廃棄物に関する課題であるごみの減量及び資源化率を向上させながら、長野県の重点方針に示されている 4 R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）を推進することで、循環型社会の実現に貢献します。

市民、事業者と市がパートナーシップを図りながら、廃棄物の適正処理を進め、災害時の連携も強化していきます。

さらに、循環型社会の生活様式に移行することでゼロカーボンのまちづくりを進めていきます。

■ 循環型社会の実現に向けた方針

4 R の推進

[リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再利用）]

- 家庭・事業所等から出るごみの量を減らす
- 食品ロスを減らす

[リサイクル（再資源化）]

- プラスチック資源循環促進法に則したプラスチック製品の分別回収を行う
- 資源の循環的な利用ができる体制や仕組みづくり
- バイオマスの利用促進・拡大

[リプレイス（代替素材への転換）]

- 使い捨てプラスチック製品等から代替素材に転換する

ごみの適正処理

- 燃やすごみに含まれる生ごみの減量
- 燃やすごみに含まれる古紙類の減量

市民、事業者、市の取組の推進

- 事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制
- 市民 1 人 1 日あたりのごみの排出量を減らす

ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営

- 燃やすごみの減量により、施設への負荷を減らし、機器の長寿命化や補修費の削減を図る

安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進

- 効率的な収集運搬体制の維持
- 不法投棄等対策
- 災害時における廃棄物処理体制の維持

第2節 数値目標

小諸市の数値目標を設定します。

ア) 循環型社会の形成

指標の分類	指標の名称	単位	基準年度/中間年度/目標年度			計算方法
			令和4年度	令和9年度	令和13年度	
廃棄物の発生	市民1人1日当たりごみ総排出量（集団回収量分を含む）	g/人・日	807 (令和3年度)	787 (▲20)	767 (▲40)	ごみ総排出量÷総人口÷366（一般廃棄物処理実態調査結果）
	家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	トン	5,410	5,360 (▲50)	5,310 (▲100)	燃やすごみ5,107トン+埋立ごみ303トン=5,410トン
ごみの適正処理	燃やすごみに含まれる生ごみの分別	トン	567	417 (▲150)	267 (▲300)	燃やすごみ5,107トン×11.1%（R4組成調査）=567トン
	燃やすごみに含まれる古紙類の分別	トン	592	492 (▲100)	392 (▲200)	燃やすごみ5,107トン×11.6%（R4組成調査）=592トン
	燃やすごみに含まれるプラスチック製品の再資源化	トン	632	432 (▲200)	232 (▲400)	プラスチック製品4.1%、汚れたプラスチック製容器包装2.61%、リサイクルできるプラスチック製容器包装5.24%、レジ袋0.42%で合計12.37%、5,107トン×12.37%=632トン

イ) 経済性

指標の分類	指標の名称	単位	基準年度/目標年度			計算方法
			令和4年度	令和9年度	令和13年度	
費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	円/人	13,261	12,761	12,261	廃棄物処理に要する総費用÷人口

ウ) クリーンヒルこもろにおける地球温暖化対策（参考値）

指標の分類	指標の名称	単位	基準年度/目標年度		計算方法
			令和4年度	令和13年度	
温室効果ガスの排出	廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減（CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O）	トン-CO ₂	1,200	600 ▲50% R4年度比	温室効果ガス排出量（推計値）÷基準年度温室効果ガス排出量

注）プラスチックごみと合成繊維の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂と一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄とN₂O排出量を推計した数値です。プラスチックごみと合成繊維の資源化により排出量の抑制を目指すものです。

第3節 施策体系

小諸市ごみ処理基本計画の上位計画として小諸市環境基本計画が位置づけられています。ごみ処理基本計画に関連する環境基本計画の基本施策は次の通りです。

小諸市ごみ処理基本計画 基本施策	小諸市環境基本計画	
	基本方針	基本施策
☐ 温室効果ガスの削減 廃棄物の削減による焼却から排出される温室効果ガス(GHG)の低減	第1節 ゼロカーボン ゼロカーボンにつながる「くらし・しごと・まち」を推進する 第2節 資源循環 「ごみを資源に」循環型のまちづくりを推進する	1-1:温室効果ガスの削減
		1-2:再生可能エネルギーの導入
		1-3:森林や農地によるCO ₂ 吸収・固定の推進（施策3と重複）
		1-4:気候変動への適応、災害対策・防災
(1) 4 R の推進による廃棄物の減量化 リデュース、リユース、リサイクル、リプレイスの推進		2-1:4 R の推進による廃棄物の減量化
(2) ごみの適正処理		2-2:ごみの適正処理
(3) 市民、事業者、市の取組の推進	第3節 自然共生 豊かな自然や歴史文化を共に守り、育み、つなげる 第4節 生活環境 心やすらぐ、健やかで快適な暮らしを実現する 第5節 くらし・まなび・つながり 環境にやさしい取組を学び、実践する人づくり	2-3:市民、事業者、市の取組の推進
(4) ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営		2-4:ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営
(5) 安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進		2-5:安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進
(6) その他ごみ処理に関連する取組の推進		—
☐ 生物多様性の確保 野生鳥獣と共存ができるごみ処理手法の検討		3-1:森林・農地・地下水・河川の保全
		3-2:生物多様性の確保
☐ さまざまな公害の対策（重複） 不法投棄		3-3:自然とふれあう場の創出・活用
		4-1:環境・歴史・文化と調和した良好な景観の保全
		4-2:交通安全の推進
		4-3:空気のきれいさを確保する
		4-4:水のきれいさ・土壌等の安全を確保する
		4-5:騒音・振動・悪臭等の抑制
		4-6:化学物質の排出の抑制
☐ 環境にやさしい消費行動の推進（重複） ライフスタイル、食品ロス対策の推進 ☐ 環境教育・環境保全活動の推進（重複） クリーンヒルこもろの環境学習スペースを活用した環境学習 ☐ 環境情報の活用と協働による環境施策の推進（重複）		4-7:さまざまな公害の対策
		5-1:環境にやさしい消費行動の推進
		5-2:環境教育・環境保全活動の推進
		5-3:環境情報の活用と協働による環境施策の推進
—		5-4:庁内における環境活動の実践

図 施策体系

第4節 基本施策

(1) 4Rの推進による廃棄物の減量化

環境基本計画 施策2-1

廃棄物の減量を進め、クリーンヒルこもろにおける焼却コストを抑制し、焼却炉の負荷を減らすことで施設の長寿命化を図ります。

4Rの推進

[リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再利用）]

- 家庭・事業所等から出るごみの量を減らす
- 食品ロスを減らす

[リサイクル（再資源化）]

- プラスチック資源循環促進法に則したプラスチック製品の分別回収を行う
- 資源の循環的な利用ができる体制や仕組みづくり
- バイオマスの利用促進・拡大

[リプレイス（代替素材への転換）]

- 使い捨てプラスチック製品等から代替素材に転換する

■ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和13年度)	単位
(1) 家庭・事業所等から出るごみの量の減量	5,410	100トンの削減 不適製品の混入率：3.9%→2.0%	トン
(2) プラスチック製品の再資源化	632	400トンの削減 プラスチック製品混入率：12.4%→4.5%	トン

■ 施策

[リデュース・リユース]

- 家庭・事業所等から出るごみの量を減らす

	施策	担当課
1-1	資源物の分別を推進し、燃やすごみの排出量を削減	生活環境課
1-2	リユースの普及啓発及び実践	生活環境課
1-3	商品の過剰包装の抑制	生活環境課

- 食品ロスを減らす

	施策	担当課
1-4	広報こもろ等のメディアを通じた食品ロス削減のPR活動	生活環境課
1-5	食品ロスに配慮した消費行動に向けた啓発、情報発信「残さず食べよう！30・10運動」の推進	生活環境課
1-6	フードバンク・フードドライブ、フードシェアリング等の活用の推進	生活環境課
1-7	学校給食での地産地消	学校教育課

第4節 基本施策

(1) 4Rの推進による廃棄物の減量化

環境基本計画 施策2-1

■ 施策

【リサイクル】

- プラスチック資源循環促進法に則したプラスチック製品の分別回収を行う

	施策	担当課
1-8	プラスチック製品の分別回収	生活環境課

- 資源の循環的な利用ができる体制や仕組みづくり

	施策	担当課
1-9	資源回収ボックスの設置による利便性の向上	生活環境課

- バイオマスの利用促進・拡大

	施策	担当課
1-10	廃油リサイクル事業	生活環境課

【リプレイス】

- 使い捨てプラスチック製品等から代替素材に転換する

	施策	担当課
1-11	広報こもろ等で不用品は買わない等のエシカル消費のPR活動を実施	生活環境課

第4節 基本施策

(1) 4Rの推進による廃棄物の減量化

■ 施策の展開

【リデュース・リユース】

- 家庭・事業所等から出るごみの量を減らす

1-1	資源物の分別を推進し、燃やすごみの排出量を削減	生活環境課						
内容	市民や事業者への意識啓発を目的とした食品ロス削減に関する取組について、広報こもろ等のメディアを活用したPRを積極的に実施します。							
これまでの取組	ごみ・資源収集カレンダーの区未加入者も含めた全戸配布、クリーンヒルこもろ搬入時の事業者への分別指導に取り組んできました。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） → (中間見直し)							
1-2	リユースの普及啓発及び実践	生活環境課						
内容	使えるものの再利用を行います。また、詰め替え可能な商品を積極的に使用することで、ごみの排出を抑制します。							
これまでの取組	リユースの普及啓発には積極的には取り組んでいませんでした。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） → (中間見直し)							
1-3	商品の過剰包装の抑制	生活環境課						
内容	主に事業者をターゲットに、商品の過剰包装の防止を呼びかけます。							
これまでの取組	商品の過剰包装の抑制には積極的には取り組んでいませんでした。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） → (中間見直し)							

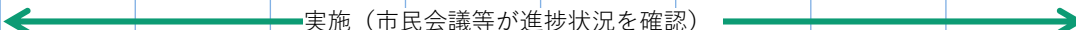
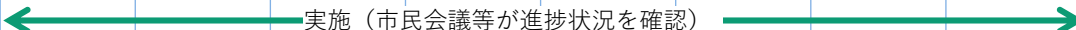
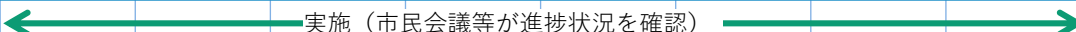
第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(1) 4Rの推進による廃棄物の減量化

■ 施策の展開

● 食品ロスを減らす

1-4	広報こもろ等のメディアを通じた食品ロス削減のPR活動							生活環境課
内容	市民や事業者への意識啓発を目的とした食品ロス削減に関する取組について、広報こもろ等のメディアを活用したPRを積極的に実施します。							
これまでの取組	定期的に食品ロス削減に関するPRを行なってきました。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し)							
1-5	食品ロスに配慮した消費行動に向けた啓発、情報発信「残さず食べよう！30・10運動」の推進							生活環境課
内容	市民や事業者への意識啓発を目的とした食品ロス削減に関する取組について、広報こもろ等のメディアを活用したPRを積極的に実施します。							
これまでの取組	定期的に30・10運動に関するPRを行なってきました。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し)							
1-6	フードバンク・フードドライブ、フードシェアリング等の活用の推進							生活環境課
内容	市民や事業者への意識啓発を目的とした食品ロス削減に関する取組について、広報こもろ等のメディアを活用したPRを積極的に実施します。							
これまでの取組	信濃毎日新聞による食品ロス削減アプリHELASの活用をPRしました。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し)							

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(1) 4Rの推進による廃棄物の減量化

■ 施策の展開

【リサイクル】

- プラスチック資源循環促進法に則したプラスチック製品の分別回収を行う

1-8	プラスチック製品の分別回収	生活環境課						
内容	現在、燃やすごみとして処理しているプラスチック製品の再資源化を行います。							
これまでの取組	未実施							
今後の方向性	・ 現在、ごみとして燃やしているプラスチック製品を資源として分別回収します。 ・ プラスチック製品がプラスチック製容器包装と併せて分別回収できるかを検討します。 ・ プラスチック製品の梱包のライン、ストックヤードがクリーンヒルこもろでは対応できないため、増設するか、委託するかの検討を行います。 ・ プラスチック製品用のごみ袋を製作し、処理料金を検討します。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 調査 検討 決定	← 説明会 国の 手続き	← 分別回収の実施（市民会議等が進捗状況を確認） →					
				(中間見直し)				

- 資源の循環的な利用ができる体制や仕組みづくり

1-9	資源回収ボックスの設置による利便性の向上	生活環境課						
内容	日中、常時排出できる資源回収ボックスを設置します。							
これまでの取組	運営方法について市民会議で検討しています。							
今後の方向性	・ 適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 調査 研究	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認）						→
				(中間見直し)				

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(1) 4Rの推進による廃棄物の減量化

■ 施策の展開

● バイオマスの利用促進・拡大

1-10	廃油リサイクル事業	生活環境課						
内容	廃食用油を拠点回収し、再生可能なエネルギーに転換します。							
これまでの取組	廃食用油は事業者が引き取り、再資源化しています。							
今後の方向性	・ 適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） →							
	(中間見直し)							

● 使い捨てプラスチック製品等から代替素材に転換する

1-11	広報こもろ等で不用品は買わない等のエシカル消費のPR活動を実施							生活環境課
内容	エシカル消費をPRすることで市民・事業者が環境への配慮を考えるきっかけにします。							
これまでの取組	買い物時のエコバックの利用、地産地消等を呼びかけてきました。							
今後の方向性	・ 適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） →							
				(中間見直し)				

(2) ごみの適正処理

環境基本計画 施策2-2

家庭・事業所等から出る燃やすごみに含まれる資源物を分別・再資源化し、循環社会の実現を目指します。

ごみの
適正処理

- 燃やすごみに含まれる生ごみの減量
- 燃やすごみに含まれる古紙類の減量

■ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和13年度)	単位
(1)燃やすごみに含まれる生ごみの減量	567	300トンの削減 混入率：11.1%→5.2%	トン
(2)燃やすごみに含まれる古紙類の減量	592	200トンの削減 混入率：11.6%→5.7%	トン

■ 施策

●燃やすごみに含まれる生ごみの減量

	施策	担当課
2-1	燃やすごみに含まれる生ごみの減量	生活環境課

●燃やすごみに含まれる古紙類の減量

	施策	担当課
2-2	燃やすごみに含まれる古紙類の減量	生活環境課
2-3	広報こもろ等で資源物の分別による節約効果についてのPR活動を実施	生活環境課

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(2) ごみの適正処理

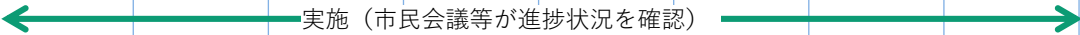
■ 施策の展開

● 燃やすごみに含まれる生ごみの減量

2-1	燃やすごみに含まれる生ごみの減量							生活環境課
内容	燃やすごみの袋に含まれる生ごみを分別・再資源化することで、ごみの焼却量を減量します。							
これまでの取組	ごみ・資源収集カレンダーの区未加入者も含めた全戸配布、広報等でのPRを行ってきました。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） →							
				(中間見直し)				

● 燃やすごみに含まれる古紙類の減量

2-2	燃やすごみに含まれる古紙類の減量							生活環境課
内容	燃やすごみの袋に含まれる古紙類を分別・再資源化することで、ごみの焼却量を減量します。							
これまでの取組	ごみ・資源収集カレンダーの区未加入者も含めた全戸配布、広報等でのPRを行ってきました。							
今後の方向性	・古紙類が資源物に分別された場合、焼却費用の削減及び売却益で2,000万円を超える節約効果があることを分かり易くPRします。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） →							

2-3	広報こもろ等で資源物の分別による節約効果についてPR活動を実施							生活環境課
内容	燃やすごみの袋に含まれる資源物を分別することで、どれ程の節約効果があるかをPRします。							
これまでの取組	広報こもろ等で定期的にPRしてきました。							
今後の方向性	・ 適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し)							

(3) 市民、事業者、市の取組の推進

環境基本計画 施策2-3

適正にごみを排出することで、市民1人1日あたりのごみの排出量を削減します。

市民、事業者、市の取組の推進

- 市民1人1日あたりのごみの排出量を減らす
- 事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制する

■ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和13年度)	
(1)事業者へ分別指導の実施	46社 (12月～3月の実施)	50社(年間)	
(2)市民1人1日あたりのごみの排出量の削減	令和3年度 807g	767g	中間年度 787g

■ 施策

- 市民1人1日あたりのごみの排出量を減らす

【市民向け】

	施策	担当課
3-1	衛生自治会と市職員が協力して集積所に立ち、分別指導を実施	生活環境課
3-2	ごみ減量アドバイザーの活動	生活環境課
3-3	地域における環境学習等の活動の推進	生活環境課
3-4	クリーンヒルこもろの環境学習スペースを活用した環境学習	生活環境課

- 事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制

【事業者向け】

	施策	担当課
3-5	ごみの分別、減量についてのポスター作成・集積所への掲示	生活環境課
3-6	組成調査を年2回実施、分析を行い、ごみの分別・再資源化を図る	生活環境課
3-7	グリーン購入の推進	生活環境課

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(3) 市民、事業者、市の取組の推進

■ 施策の展開

- 市民1人1日あたりのごみの排出量を減らす

3-1	衛生自治会と市職員が協力して集積所に立ち、分別指導を実施							生活環境課
内容	朝のごみ出しの時間に衛生委員と市職員が集積所にて、ごみの分別指導を行います。							
これまでの取組	過去に実施した経過はありますが、近年は行っていません。							
今後の方向性	・市職員も衛生自治会と協力して集積所に立ち、分別指導を行います。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認）（中間見直し） →							

3-2	ごみ減量アドバイザーの活動							生活環境課
内容	定期的に会議を開催し、ごみの減量・再資源化についてアドバイスをいただいています。							
これまでの取組	出前講座等でごみの減量、分別について、説明いただいています。							
今後の方向性	・ごみの分別、減量についてのポスターを作成し、集積所に掲示します。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） → (中間見直し)							

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(3) 市民、事業者、市の取組の推進

■ 施策の展開

- 市民1人1日あたりのごみの排出量を減らす

3-3	地域における環境学習等の活動の推進							生活環境課
内容	区、団体等の集会において出前講座を実施し、ごみの分別・再資源化をPRします。							
これまでの取組	区、団体等より依頼を受けて、出前講座を実施しています。							
今後の方向性	・区、団体等へ活動を紹介し、派遣依頼の増加に努めます。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） → (中間見直し)							

3-4	クリーンヒルこもろの環境学習スペースを活用した環境学習							生活環境課
内容	クリーンヒルこもろへの小学生等の施設見学者に環境学習を行います。							
これまでの取組	ごみ減量アドバイザーを中心に環境学習を実施しています。							
今後の方向性	・学習スペースの掲示物を定期的に更新し、実情に則した展示とします。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） →							
	(中間見直し)							

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(3) 市民、事業者、市の取組の推進

■ 施策の展開

- 事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制

3-5	ごみの分別、減量についてのポスター作成・集積所への掲示							生活環境課
内容	ごみ減量アドバイザーがポスターを作成し、ごみの分別・再資源化を呼びかけます。							
これまでの取組	未実施							
今後の方向性	・ごみの分別、減量についてのポスターを作成し、集積所に掲示します。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し) 							
3-6	組成調査を年2回実施、分析を行い、ごみの分別・再資源化を図る							生活環境課
内容	ごみ袋の種類ごと、地域別に組成調査を行い、分別状況、傾向を把握します。							
これまでの取組	年1回だった調査を令和4年度から年2回とし、より、詳細に分析できるように努めています。							
今後の方向性	・分析結果から、ごみの分別・再資源化に繋がる活動を検討します。また、市民会議では回数を増やし、より詳細なデータの採取を望む意見があります。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し) 							
3-7	グリーン購入の推進							生活環境課
内容	環境への負荷を考慮したグリーン購入のPR活動を行います。							
これまでの取組	未実施							
今後の方向性	・グリーン購入の効果を説明しつつ、PR活動を行います。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し) 							

資源循環の実現に向けた市民の取組

取組例
施策2-3 市民、事業者、市の取組の推進
【廃棄物全般】
・無駄なものは買わない
・ごみを出す場合は分別を徹底する
・衛生自治会、区の総会でごみの分別状況を説明して協力を促す
【食品ロス削減】
・買い物の前に冷蔵庫の中の在庫を確認し、食材を買いすぎないようにする
・買い物の際は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、陳列順に購入する
・調理の際は、食べられる分だけ作り、食材が余ったときは使い切りレシピを活用する
・食べきれなかった食品は、冷凍など傷みにくい保存方法を検討する
・外食する際は、食べきれる量を注文し、「30・10運動」に取り組む
・食材や食品を活用できない場合は、フードドライブへの寄付やお裾分けを検討する

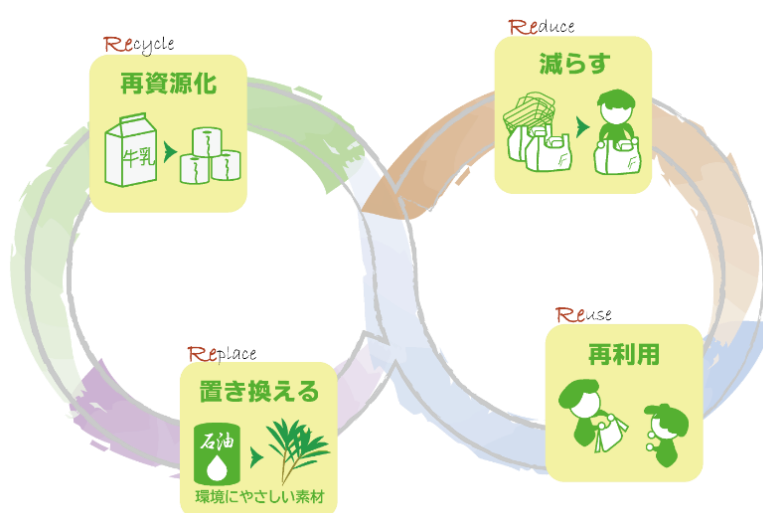


図 資源循環のイメージ

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(3) 市民、事業者、市の取組の推進

資源循環の実現に向けた事業者の取組

取組例
施策2-3 市民、事業者、市の取組の推進
【廃棄物全般】
・クリーンヒルへごみを持ち込む際は、資源物の混入を防ぐ
・工場・事業所の屋根に太陽光発電設備を設置する（災害時の電力確保にもつなげる）
・エコアクション21（廃棄物の削減やリサイクル）の推進
・商品の包装は紙系素材に転換する（リプレイス）
【食品ロス削減】
・食品製造・卸・小売・外食事業者は、食品ロス削減推進法に則した取組を推進する（納品期限の見直し、適量仕入れや切り売りの実施、フードバンク等への寄附など）

(4) ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営

クリーンヒルこもろでは、ごみ焼却量の増加による稼働日数の変更や埋立ごみから発火した発煙の消火活動など、作業量が当初計画より増え、負担が大きくなってきています。

持続可能な施設の運営をするためには、市民の適正な分別の協力と人材確保という2つの大きな課題を解決するための取組を進めます。

ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営

- 燃やすごみの削減による機器の長寿命化や補修費の削減

■ 施策

- 燃やすごみの削減による機器の長寿命化や補修費の削減

【クリーンヒルこもろ】

	施策	担当課
4-1	持続可能な施設運営の検討	生活環境課
4-2	省エネや再エネ導入に関する方策の検討	生活環境課

｜ ずくを出す事業者の取組 ｜

クリーンヒルこもろ 中屋所長



実践されている資源循環の取組を教えてください

クリーンヒルこもろで使用する機器は、常に動かす必要のある機械が多いです。リサイクル処理では、回転式破碎機を動かす時間をできるだけ短くして、使用電力の削減に努めています。

また、紙の電子化やLED照明の交換などの取組を実施しています。

取組の課題（もしくは工夫していること）を教えてください

施設を長く使うためにも専門業者との連携を図りながら、エネルギー消費の動向を細かく調べて、実行できることから進めていきたいと考えています。



高速で回転するハンマーにより、ごみを叩き、砕き、切断して細かくします。

図 回転破碎機

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(4) ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営

■ 施策の展開

- 燃やすごみの削減による機器の長寿命化や補修費の削減

4-1	持続可能な施設運営の検討							生活環境課
内容	燃やすごみを減量することで、クリーンヒルこもろへの負荷を減らします。							
これまでの取組	ごみ・資源収集カレンダーの区未加入者も含めた全戸配布、広報等でのPRを行ってきました。							
今後の方向性	・ 市民・事業者へ適正な分別・再資源化をPRすることでごみの減量に繋がります。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） → (中間見直し)							

4-2 省エネや再エネ導入に関する方策の検討		生活環境課						
内容	クリーンヒルこもろの省エネルギー化及び再生エネルギーの導入を検討します。							
これまでの取組	施設の一部に太陽光発電システムを導入しています。							
今後の方向性	・ 施設への再生エネルギーの導入が可能か調査・研究を実施します。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 調査・研究 → ← 実施 → ← 運営 → (中間見直し)							

(5) 安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進

廃棄物処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に欠かせないものであるため、安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進していきます。

また、平時における法令等に基づく適正な処理体制の確保のみならず、災害時の施設運営や災害廃棄物の処理体制について、地域防災計画に基づき災害廃棄物処理計画を策定しています。災害発生時に適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、関係課との連携を図りながら有事に備えます。

安全で持続
可能な廃棄
物の収集運
搬及び処理
体制の推進

- 効率的な収集運搬体制の維持
- 不法投棄等対策
- 災害時における廃棄物処理体制の維持

■ 施策

●効率的な収集運搬体制の維持

	施策	担当課
5-1	委託先と連携した安定した収集運搬体制の維持	生活環境課
5-2	家庭系ごみの個別収集の実施	生活環境課

●不法投棄等対策

	施策	担当課
5-3	不法投棄対策の強化	生活環境課

●災害時における廃棄物処理体制の維持

	施策	担当課
5-4	計画の実効性を高めるための訓練の実施	生活環境課
5-5	研修参加等による情報収集	生活環境課

第3章 計画の基本理念・基本方針

第4節 基本施策

(5) 安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進

■ 施策の展開

● 効率的な収集運搬体制の維持

5-1	委託先と連携した安定した収集運搬体制の維持							生活環境課
内容	ごみ集積所へ排出される家庭ごみの収集体制を年間を通じて維持します。							
これまでの取組	委託先と連携し、収集体制を維持しています。							
今後の方向性	・現在の状況を維持します。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） →							
				(中間見直し)				

5-2	家庭系ごみの個別収集の実施							生活環境課
内容	ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者などの世帯のごみ出し支援として、家庭系ごみの個別収集を実施します。							
これまでの取組	民間事業者による家庭系ごみの個別収集が行われています。							
今後の方向性	・ 関係課と協議・検討して行きます。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） → (中間見直し)							

● 不法投棄等対策

5-3	不法投棄対策の強化	生活環境課						
内容	監視パトロールを毎日行い、不法投棄の防止に努めます。							
これまでの取組	不法投棄防止看板の設置、監視カメラの設置、監視パトロールを適宜実施しています。							
今後の方向性	・不法投棄の対策を継続して行います。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	←実施（市民会議等が進捗状況を確認）→ (中間見直し)							

第3章 計画の基本理念・基本方針

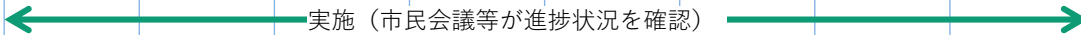
第4節 基本施策

(5) 安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進

■ 施策の展開

● 災害時における廃棄物処理体制の維持

5-4	計画の実効性を高めるための訓練の実施							生活環境課
内容	定期的に災害廃棄物の受入れ訓練を行います。							
これまでの取組	現場での実地訓練を実施してきました。							
今後の方向性	・定期的に訓練を行い、有事に備えます。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認）（中間見直し） →							

5-5	研修参加等による情報収集	生活環境課						
内容	国や県が実施する研修に積極的に参加し、情報収集を行います。							
これまでの取組	研修に参加し、情報収集、意見交換を実施しています。							
今後の方向性	・継続して研修に参加し、職員のスキルアップを図ります。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） （中間見直し）							

(5) 安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進

小諸市災害廃棄物処理計画

小諸市における地域防災計画に基づき、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものとして、令和3年4月に策定しました。

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成30年改定）にもとづき策定するものであり、小諸市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示しています。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めること、さらに実際の災害規模、被害状況等により柔軟に対応するものとしています。

表_想定する災害

地震	糸魚川―静岡構造線断層帯の地震	マグニチュード8.5 (最大震度6弱：小諸市)
水害 (浅間山融雪型火山泥流災害含む)	千曲川の氾濫 蛇掘川・中沢川の氾濫	千曲川 (流域全体に48時間総雨量439mm) 蛇掘川・中沢川 (上流域に24時間総雨量202.2mm)

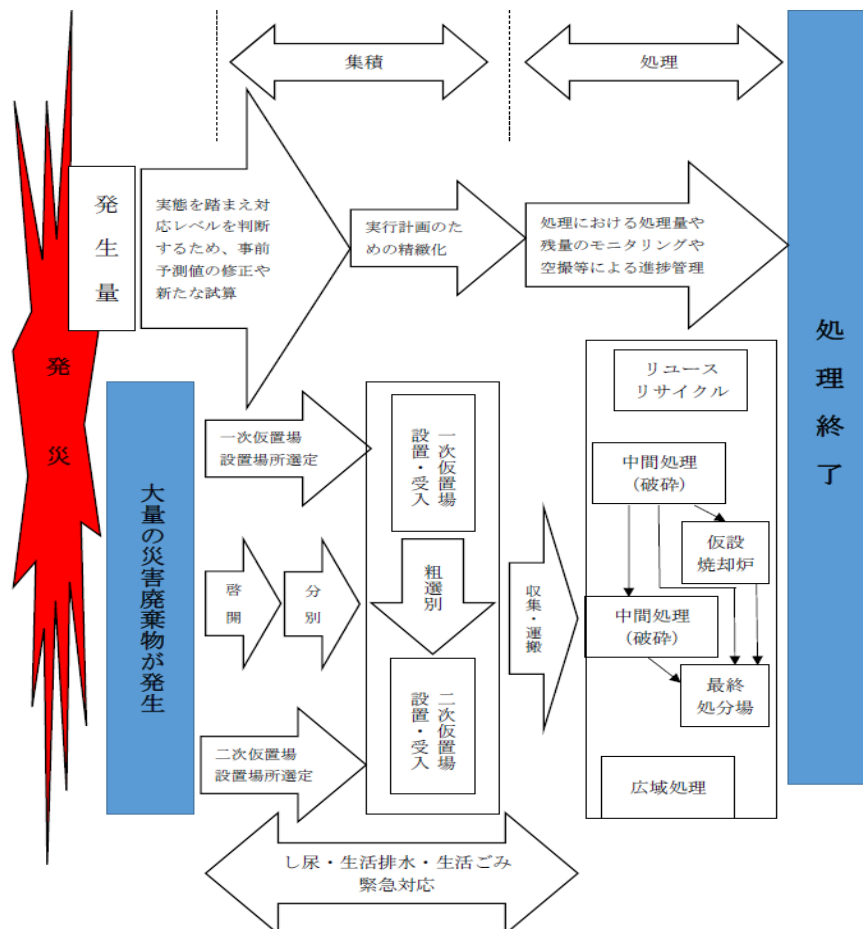


図 災害廃棄物処理に係る基本的な流れ

(6) その他ごみ処理に関連する取組の推進

本市では、2050年のゼロカーボン達成を目指しています。ゼロカーボンの実現は、環境・経済・社会の課題を総合的に解決できる社会づくりにつながり、廃棄物の分野においてもゼロカーボンの対策が求められています。

このため、温室効果ガス(CO₂などのGHG)の排出要因の一つである廃棄物処理における焼却量の削減が重要となります。

ものを捨てない、捨てざるを得ないものは熱利用をするなどの取組をつないでいくことで、低炭素・脱炭素や自然共生に広がることは、「地域循環共生圏」の考え方につながります。

その他ごみ
処理に関連
する取組の
推進

●くらしと働き方を変える

●鳥獣被害への対応

■ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和13年度)	単位
(1)廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減	1,200	600	トン

■ 施策

●くらしと働き方を変える

	施策	担当課
6-1	廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス(GHG)排出量の削減	生活環境課

●鳥獣被害への対応

	施策	担当課
6-2	野生鳥獣と共存ができるごみ処理手法の検討	生活環境課・農林課

「温室効果ガス（GHG）」

大気中に熱（赤外線）を吸収する性質があるガスで、地球温暖化の原因の一つといわれているもの。人間の活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガスがある。

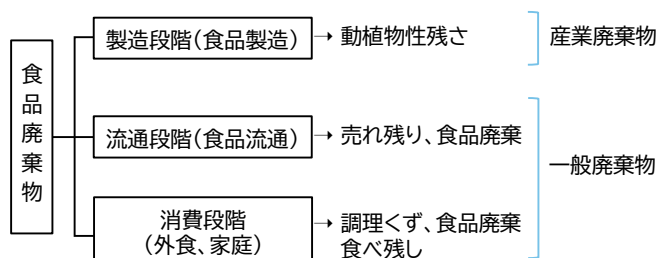
第 4 章 食品ロス削減推進計画

第4章 食品ロス削減推進計画

第1節 食品ロスの現状

(1) 食品廃棄物とは

食品廃棄物は、産業廃棄物として食品製造業から、一般廃棄物として事業系は食品流通業及び外食産業から、家庭系は家庭から排出されたものを指します。



図_食品廃棄物の範囲

食品ロスとは、食品廃棄物に含まれるもので、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことを指します。具体的には、食べ残し、過剰除去、直接廃棄、規格外品、売れ残り等が該当します。

(2) 食品ロスを取り巻く状況と課題

現在、日本の食料自給率（カロリーベース）は37%（平成30年度）で、海外からの食料輸入に大きく頼っている一方、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、全国では7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあり、毎日の食事をきちんと取れていません。

さらに、平成27年には、国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年までに食料の損失・廃棄を削減させることが掲げられるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。

そのような状況の下、この課題に取り組むため、令和元年5月、国において議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。

私たち一人一人が、まだ食べることができる食品を無駄にせず、食料支援を求める家庭へフードドライブにより提供するなど、食品ロスを減らしていくことが重要です。

（参考）食品ロスポータルサイト（環境省）

(3) 小諸市の食品ロスの現状

小諸市では、生ごみについてはすでに資源化していますが、事業者、市民の更なる食べ残し、過剰除去、直接廃棄、規格外品、売れ残り等の削減を進める必要があります。

第2節 食品ロスに関する国や県の動き、市民意識

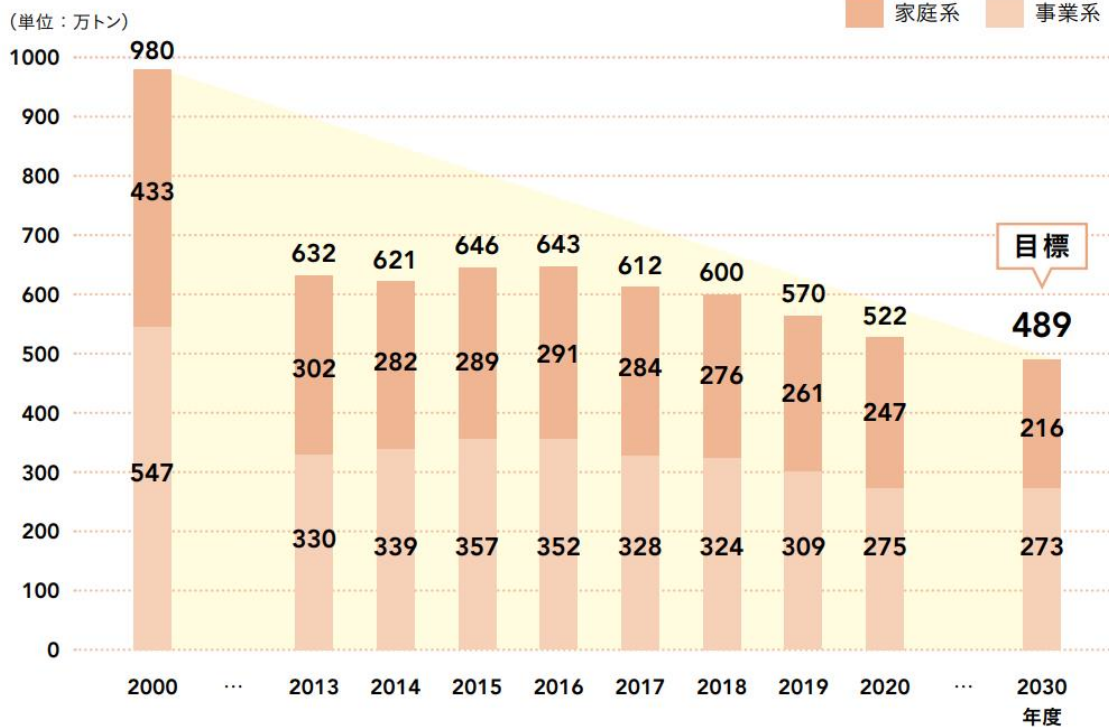
(1) 国や長野県による食品ロス削減に向けた取組

ア) 国の動き

「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国連の「持続可能な開発計画（SDGs）」を踏まえ、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められました。

また、第4次食育推進基本計画（2021年）では、「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合」を令和7年度までに80%以上とすることが定められています。

▶ 食品ロス量



資料：農林水産省及び環境省 推計

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

図 国の食品ロス量推計
(参考) 食品ロス削減ガイドブック（令和4年度版）

第4章 食品ロス削減推進計画

第2節 食品ロスに関する国や県の動き、市民意識

(1) 国や長野県による食品ロス削減に向けた取組

イ) 県の動き

長野県における食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画は、「長野県廃棄物処理計画（第5期）」に位置づけられています。計画の取組目標として、『つくる責任 つかう責任』を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～が示され、食品ロス削減の呼びかけ等を推進する市町村や食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～の協力店舗の増加を推進しています。

「食べ残しを減らそう県民運動 ～e-プロジェクト～」

長野県では、身近なスーパーマーケット等の食品販売関連事業者の皆様にもご協力いただき、さらなる食品ロスの削減を目指しています。家庭では、毎月30日を冷蔵庫クリーンアップデー、毎月10日をもったいないクッキングデーとして、家庭での食品ロス対策の呼びかけをしています。

さらに、食べるタイミングを考えて消費期限・賞味期限間近の食品から順番に購入することを呼びかけるキャンペーンも実施しています。



図_残さず食べよう! 30・10運動
キャンペーンポスター（長野県）



図_信州発もったいないキャンペーンポスター
（長野県）

(2) 消費者の意識の現状（市民アンケート調査結果より）

令和5年2月に2,000世帯を対象に市民アンケートを実施しました。

食品ロスに関しては、多くの方が食べ残しや消費期限を切らしてしまうことがあると回答しました。中には、収穫物が多くお裾分けができないという理由でロスが発生してしまうという声が複数ありました。

また、食品ロスを減らす取組を実施している方が6割でした。具体的な取組として、余分なものを買いすぎない、野菜などは漬物等の保存食にする、料理を作りすぎないなどの工夫をされている方の声がありました。

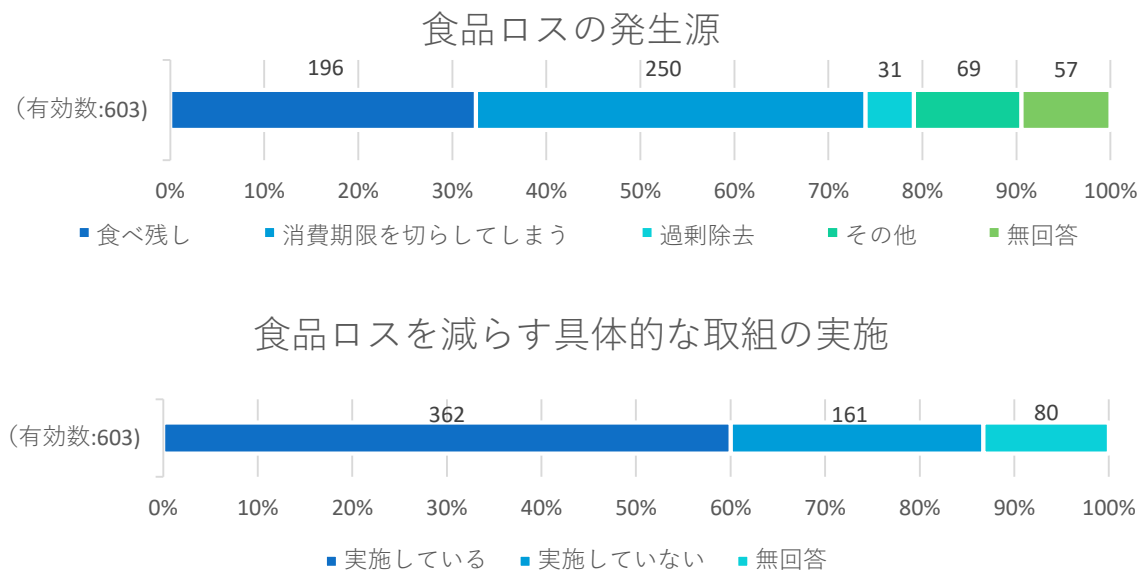


図 食品ロスに関する市民意識
市民アンケート調査結果

第3節 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

本市の、食品ロスの削減に向けた取組は「小諸市ごみ処理基本計画」において、優先的な取組として位置づけ、市域全体で食べ物を大切にする活動を展開していきます。

本市の食品ロス削減の取組をより一層充実させ総合的かつ計画的に推進するため「小諸市食品ロス削減推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

令和元年5月24日に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、長野県が令和3年に食品ロス削減推進計画を策定した。こうした状況を踏まえ、小諸市においても食品ロス削減への取組を一層進め、持続可能な社会の実現を目指すため、「小諸市食品ロス削減推進計画」を「小諸市ごみ処理基本計画」の一部と位置づけました。

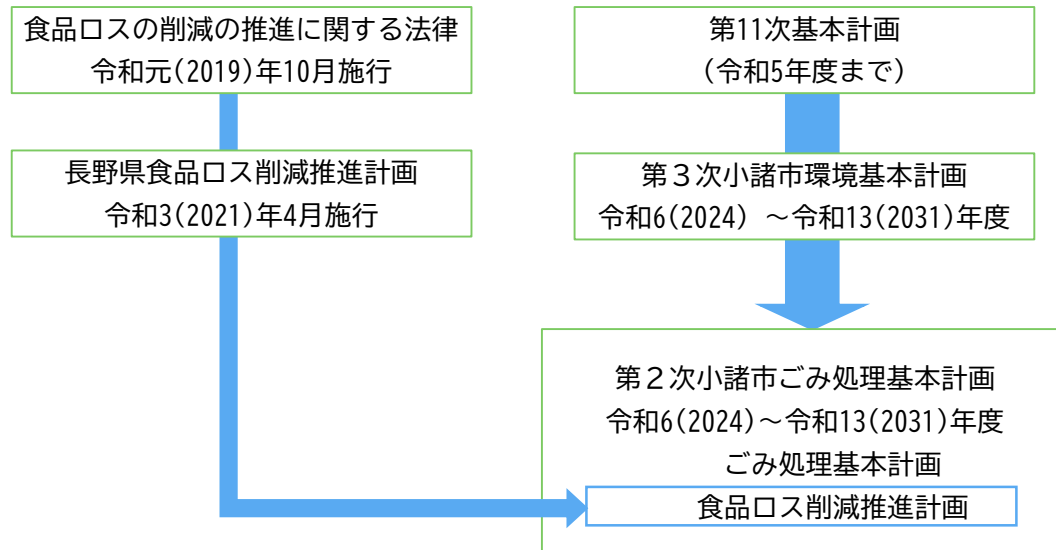


図 計画の位置づけ

(3) 計画期間

本計画は、「ごみ処理基本計画」と同期間とします。

第4節 基本理念、基本方針、基本目標

(1) 基本理念

食品ロス削減推進計画は、環境基本計画、ごみ処理基本計画の目標とする循環型社会の実現に向けた取組を推進します。

本計画では、市民・事業者・市のそれぞれの主体が協働し、食品ロス削減の取組を充実させ、食品ロスを取り巻く様々な課題解決を図ります。

(2) 基本方針

循環型社会の実現に向け、次の基本方針を定めます。

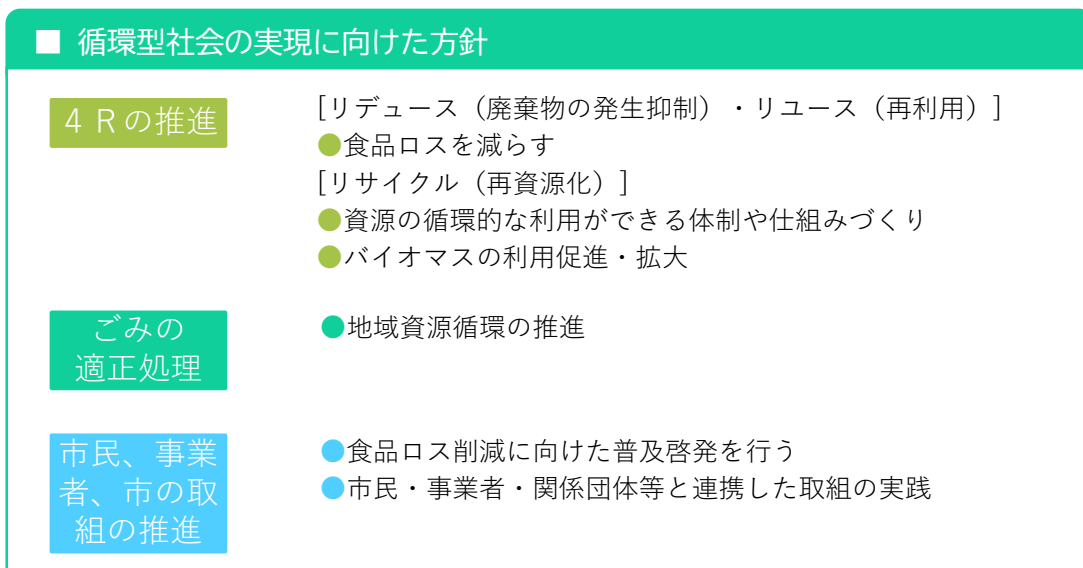


図 計画の方針

(3) 基本目標

本市では以下の数値目標を設定します。

■ 環境指標			
環境指標	基準年度 (令和5年度)	目標年度 (令和13年度)	
(1) 家庭系ごみの生ごみの混入率	7 %	3.5 %	
(2) 食品ロスを減らす具体的な取組を実施している人の割合	令和4年度 60 %	令和13年度 80 %	中間年度 70 %

第5節 基本施策

(1) 4Rの推進による廃棄物の減量化

環境基本計画 施策2-1

ごみ処理基本計画

廃棄物の減量をする際に、食品ロスを減らします。不要になった食品をリサイクルできる体制や仕組みづくり、廃棄せざるを得ない食品のバイオマス利用を促進します。

4Rの推進

[リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再利用）]

- 家庭・事業所等から出るごみの量を減らす
- 食品ロスを減らす

[リサイクル（再資源化）]

- 資源の循環的な利用ができる体制や仕組みづくり
- バイオマスの利用促進・拡大

■ 施策

施策	担当課
1-4 広報こもろ等のメディアを通じた食品ロス削減のPR活動 (重複)	生活環境課
1-11 広報こもろ等で不用品は買わない等のエシカル消費のPR活動 (重複) 実施	生活環境課

第5節 基本施策

(1) 4Rの推進による廃棄物の減量化

■ 施策の展開

1-4	広報こもろ等のメディアを通じた食品ロス削減のPR活動							生活環境課
内容	市民や事業者への意識啓発を目的とした食品ロス削減に関する取組について、広報こもろ等のメディアを活用したPRを積極的に実施します。							
これまでの取組	定期的に食品ロス削減に関するPRを行なってきました。							
今後の方向性	・ 適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し) →							

1-11	広報こもろ等で不用品は買わない等のエシカル消費のPR活動を実施							生活環境課
内容	エシカル消費をPRすることで市民・事業者が環境への配慮を考えるきっかけにします。							
これまでの取組	買い物時のエコバックの利用、地産地消等を呼びかけてきました。							
今後の方向性	・ 適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） →							
				(中間見直し)				

第 5 節 基本施策

(2) ごみの適正処理

環境基本計画 施策2-2

ごみ処理基本計画

家庭・事業所等から出る生ごみの混入を防ぎます。

ごみの
適正処理

●家庭・事業所等から出る燃やすごみに含まれる生ごみの分別

■ 施策

施策	担当課
2-1 家庭・事業所等から出る燃やすごみに含まれる生ごみの分別	生活環境課
2-3 広報こもろ等で資源物の分別による節約効果についてPR活動を実施	生活環境課

■ 施策の展開

2-1	燃やすごみに含まれる生ごみの減量							生活環境課
内容	燃やすごみの袋に含まれる生ごみを分別・再資源化することで、ごみの焼却量を減量します。							
これまでの取組	ごみ・資源収集カレンダーの区未加入者も含めた全戸配布、広報等でのPRを行ってきました。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し) →							
2-3	広報こもろ等で資源物の分別による節約効果についてPR活動を実施							生活環境課
内容	燃やすごみの袋に含まれる資源物を分別することで、どれ程の節約効果があるかをPRします。							
これまでの取組	広報こもろ等で定期的にPRしてきました。							
今後の方向性	・適時PR活動を実施							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	← 実施（市民会議等が進捗状況を確認） (中間見直し) →							

第5節 基本施策

(3) 市民、事業者、市の取組の推進

環境基本計画 施策2-3

ごみ処理基本計画

適正にごみを排出することで、市民1人1日あたりのごみの排出量を削減します。

市民、事業者、市の取組の推進

- 事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制
- 市民1人1日あたりのごみの排出量を減らす

■ 施策

施策	担当課
3-1 衛生自治会と市職員が協力して集積所に立ち、分別指導を実施	生活環境課
3-5 ごみの分別、減量についてのポスター作成・集積所への掲示	生活環境課

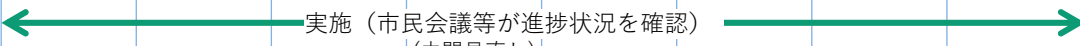
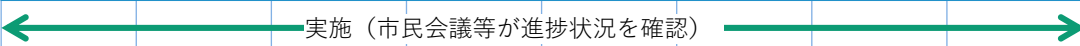
■ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和5年度)	目標年度 (令和13年度)	単位
(1) 市民1人1日あたりのごみの排出量の削減	807	767	g

第5節 基本施策

(3) 市民、事業者、市の取組の推進

■ 施策の展開

3-1	衛生自治会と市職員が協力して集積所に立ち、分別指導を実施							生活環境課
内容	朝のごみ出しの時間に衛生委員と市職員が集積所にて、ごみの分別指導を行います。							
これまでの取組	過去に実施した経過はありますが、近年は行っていません。							
今後の方向性	・市職員も衛生自治会と協力して集積所に立ち、分別指導を行います。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） （中間見直し）							
3-5	ごみの分別、減量についてのポスター作成・集積所への掲示							生活環境課
内容	ごみ減量アドバイザーがポスターを作成し、ごみの分別・再資源化を呼びかけます。							
これまでの取組	未実施							
今後の方向性	・ごみの分別、減量についてのポスターを作成し、集積所に掲示します。							
	実施スケジュール							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	 実施（市民会議等が進捗状況を確認） （中間見直し）							

第5節 基本施策

(3) 市民、事業者、市の取組の推進

■ 市民・事業者とともに取り組むこと

- 市民
 - ・ 買い物の前に冷蔵庫の中の在庫を確認し、食材を買いすぎないようにする
 - ・ 買い物の際は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、陳列順に購入する
 - ・ 調理の際は、食べられる分だけ作り、食材が余ったときは使い切りレシピを活用する
 - ・ 食べきれなかった食品は、冷凍など傷みにくい保存方法を検討する
 - ・ 外食する際は、食べられる量を注文し、「30・10運動」に取り組む
 - ・ 食材や食品を活用できない場合は、フードドライブへの寄付やお裾分けを検討する
- 事業者
 - ・ 食品製造・卸・小売・外食事業者は、食品ロス削減推進法に則した取組を推進する（納品期限の見直し、適量仕入れや切り売りの実施、フードバンク等への寄附など）

■ 市が率先して取り組むこと

- 食品ロス発生状況や調査・研究に関する情報の収集及び提供
- 広報こもろでの呼びかけ
- 食品ロス削減に関する行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、市のホームページやイベントでの啓発
- 庁内での食品ロス対策の実践

第 5 章 計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

第1節 進行管理体制と進行管理

（１）進行管理体制

環境審議会、市民会議等の機関を中心に、計画の進行状況や施策の実施状況を確認する管理体制により、達成度の把握や評価を行います。

（２）計画と目標の共有化

市民・事業者・市のそれぞれの主体が本計画に対する理解を深め、連携してごみ減量・再資源化に取り組むため、本計画をわかりやすく説明しながら広くPRしていきます。

（３）計画の進行管理・評価と見直し

計画を着実に進めるために、事業の進捗状況や目標の達成状況を毎年度把握することで進行管理を行います。さらに、必要に応じて事業の見直しを行います。

また、評価と見直しについては、「ごみ処理基本計画策定指針」（2016年9月 環境省）に示されている概ね5年後の計画改定を見据えて、中間年度である令和9年度に、計画全体の評価と見直しを行います。